

2019年公的年金財政検証の結果と前回の検証からの変化について

厚生労働省年金局数理課 佐々木貴洋室長補佐

司会 時間になりましたので、セッション「2019年公的年金財政検証の結果と前回の検証からの変化について」を始めさせていただきます。

司会を務めます、三井住友信託銀行の井出と申します。よろしくお願いいたします。

ご案内の通り、わが国の公的年金制度の財政検証につきましては、本年8月に、結果報告、公表がなされております。また、前回同様、制度改革の仮定をしたオプション試算が併せて公表され、それらを踏まえた年金制度改革の議論がなされているところでございます。

本日のご講演につきましては、前回の財政検証以降の経済、人口動向、資産運用の実績、経済前提の見直し、マクロ経済スライドの修正といった前提の変更が、今回の財政検証にどのような影響を与えているか、また、財政検証の結果とオプション試算を踏まえた今後の年金制度の方向性について、厚生労働省年金局数理課数理調整管理室、佐々木室長補佐に、詳細をご解説いただきます。佐々木貴洋室長補佐は、平成21年に厚生労働省保険局に入省され、平成27年から現在の年金局数理課で、現在のお仕事に従事されております。

それでは、佐々木様、よろしくお願いいたします。

1. 公的年金制度の概況

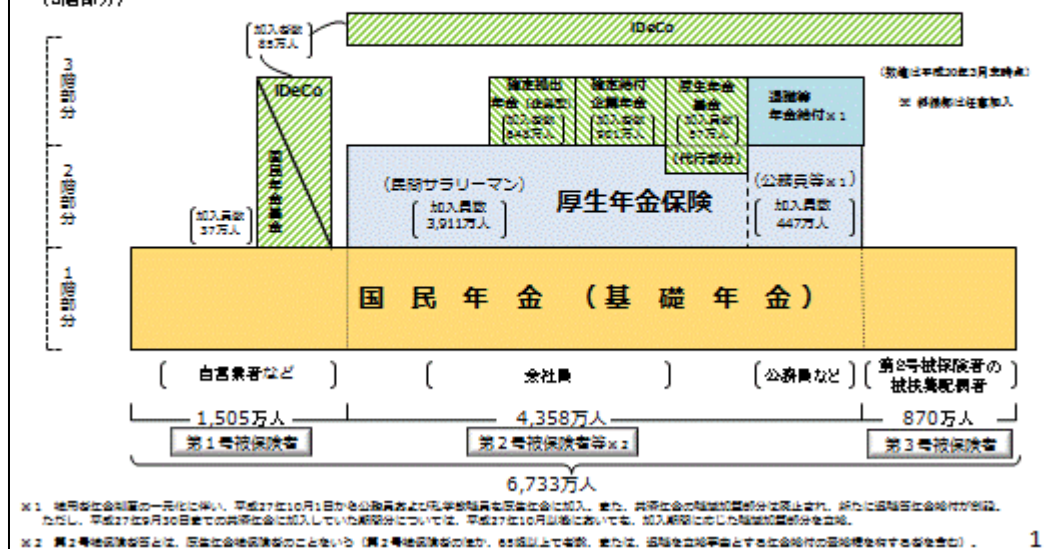
(主に公的年金の財政について)

佐々木 厚生労働省年金局から参りました、佐々木貴洋と申します。今日は、よろしくお願いいたします。

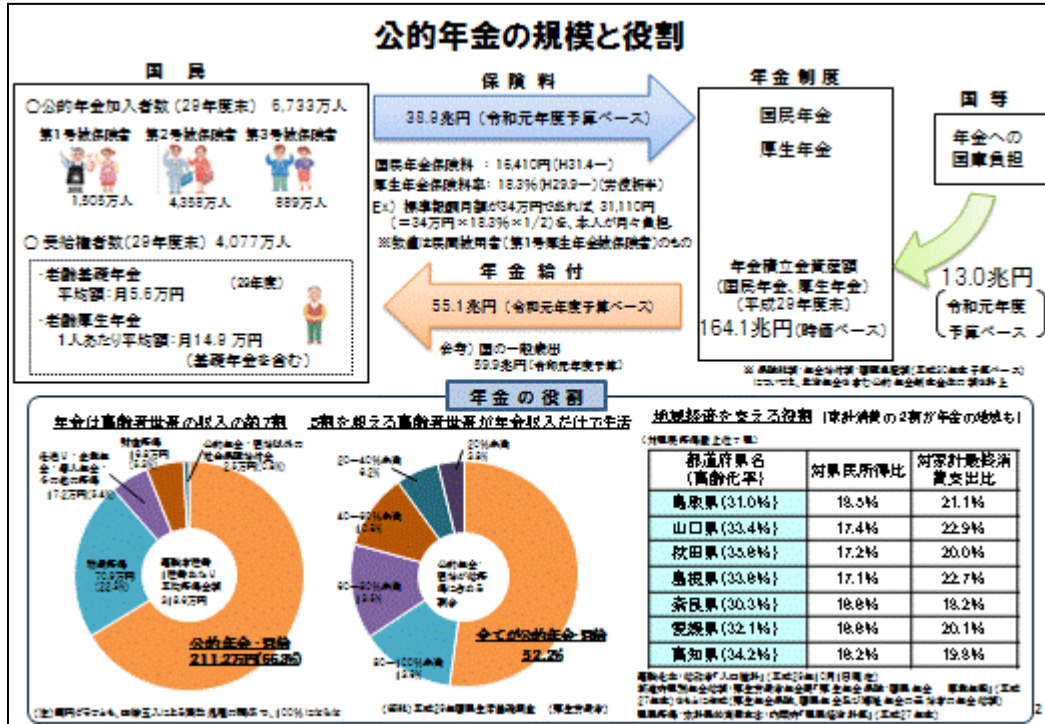
公的年金の健康診断と言われている財政検証を担当しており、今年の8月に公表することができました。本日は、その財政検証の見方と、前回、財政検証が行われてから、実績が5年ほど出ていますので、その実績がどうだったかというところを、ご紹介していきたいと思います。それから、オプション試算の見方、「制度の見直しにより、なぜ、このような影響があるのか」というところを、解説したいと思います。

年金制度の仕組み

- 現役世代は **全て国民年金の被保険者** となり、高齢期となれば、**基礎年金** の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、**厚生年金保険** に加入し、**基礎年金の上乗せ** として **報酬比例年金** の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の**私的年金** に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



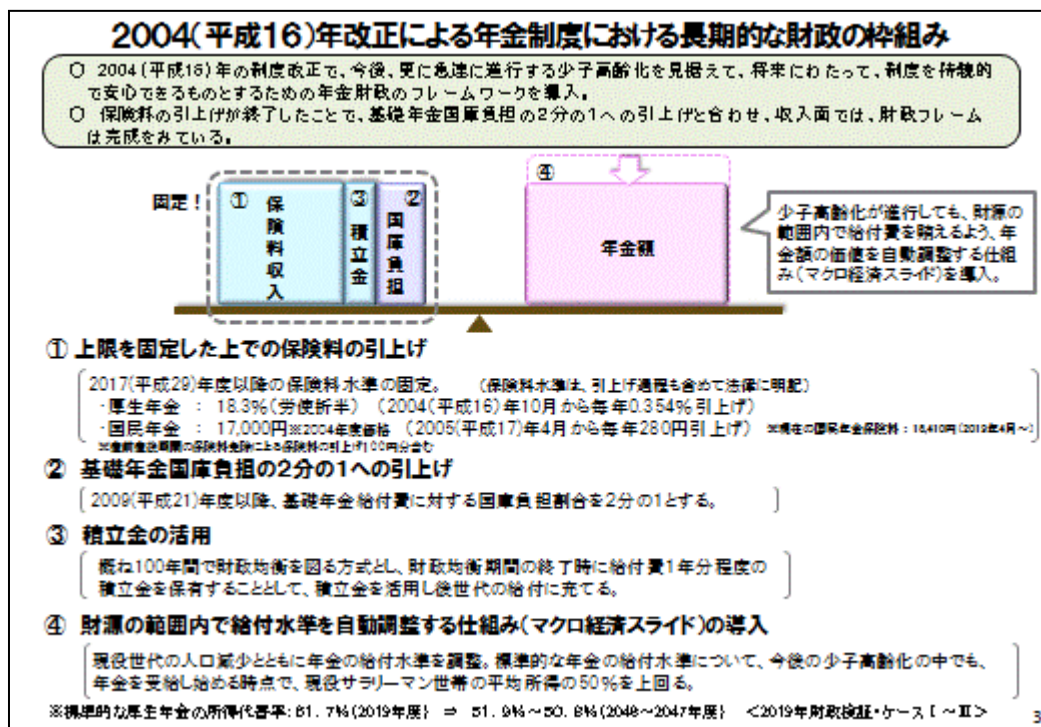
まず、公的年金制度の概況を確認します。これは、皆さんご存じだと思いますが、1階、2階、3階建てとなっている年金制度があります。公的年金制度の財政検証の範囲は、1階の国民年金の範囲と、2階の厚生年金の範囲になります。国民年金は、基本的に20から59歳の全ての方が入る制度となっていて、自営業者等の第1号被保険者、会社員・公務員等の第2号被保険者、第2号被保険者の配偶者の第3号被保険者、この方が全員入る仕組みになっています。2階部分の厚生年金は、基本的に第2号被保険者の入る2階建ての給付になっています。3階は企業年金等々になりますが、今回は1、2階のお話をさせていただきます。



公的年金の財源の規模です。まず、左上に、公的年金加入者数、保険料を納める方が大体6,700万人、そして年金をもらう方は4,000万人います。青い矢印で保険料総額、令和元年の予算ベースですが、大体39兆円、保険料が入ってくることになります。これが年金勘定という年金特別会計に入って、そこに、右側・国庫負担が13兆円入ってきます。学生向けに解説するときにも、「国庫負担がある」ということを、きちんと解説するようにしています。きちんと税金も入っているということが、なかなか知られていないことだと聞いていますので、紹介するようにしています。

収入面は、保険料の39兆と国庫負担13兆、これは合計すると52兆円ぐらいになるのですが、オレンジの矢印の年金給付が55兆円。そうすると、今のところは給付の方が上回っていますので、残りの差額は年金制度の中にある積立金を活用して賄う。日本の公的年金制度は賦課方式ですが、積立金を持っているハイブリッド型とも言われています。基本的に賦課方式で運用しながら、積立金をもって運営しているということです。

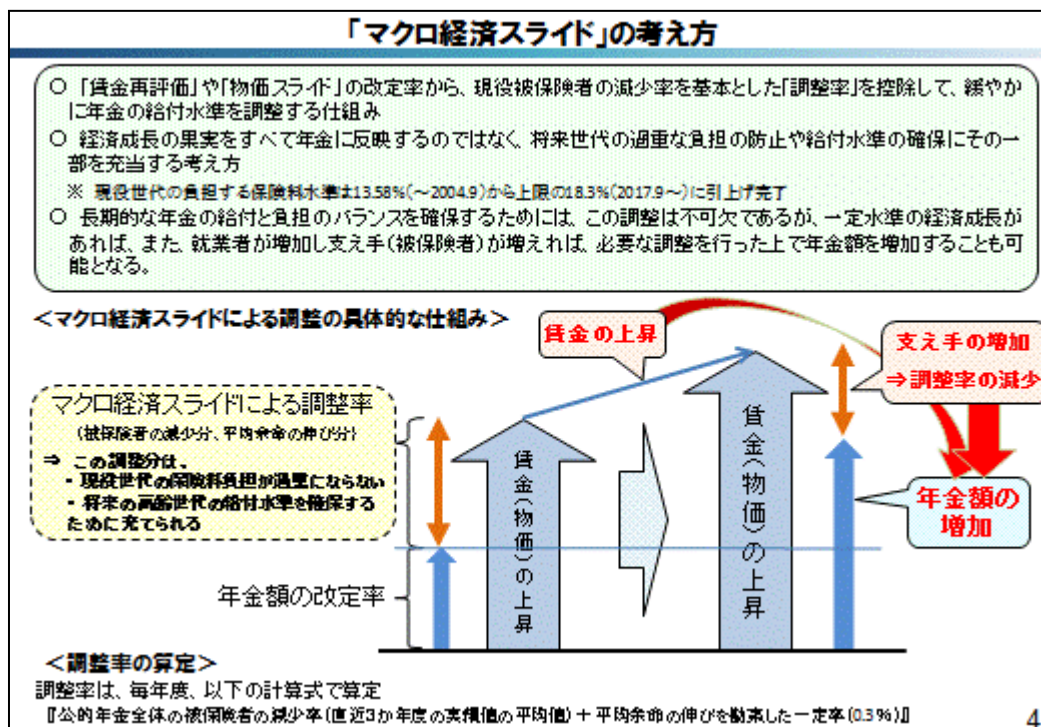
下の表が、年金の役割で、高齢世帯の収入の約7割を年金が占めていますし、地域経済を支える役割ということでも、重要な役割を持っています。



今の年金の大きな枠組み、フレームワークですが、平成16年に大きな改正がされました。ここに書いてある①から④の改正が行われました。シーソーの絵がありますが、左側が財源で、右側が給付、年金額になります。平成16年より前は、「右側が、どんどん大きくなるので、左側を、どんどん増やさなければいけませんね」ということで、保険料率等を上げて、バランスするようにしていましたが、平成16年改正で、①の「保険料の上限を固定する」ということをやりました。その保険料を固定した瞬間、将来の増えていく年金が払えなくなるわけですので、そのために、いろいろな手を打っています。

②基礎年金の国庫の2分の1への引き上げ、③積立金も活用していく。概ね100年間で財政均衡を図る方式としました。平成16年より前は、永久均衡方式と言いまして、永久にバランスするよう、永久に給付できるような積立金、巨額の積立金をもって運営する仕組みでしたけれども、この平成16年改正で、「100年間を見て積立金も活用していきましょう」という方針に変えられました。

この①②③を行った上でも、このシーソーはバランスしませんので、バランスするように「④マクロ経済スライド」というものを導入しました。マクロ経済スライドは、年金額の伸びを抑えるという仕組みですので、シーソーがバランスするまで伸びを抑えます。では、「一体どこまで抑えるのか?」というところを財政検証で確認しているということになります。



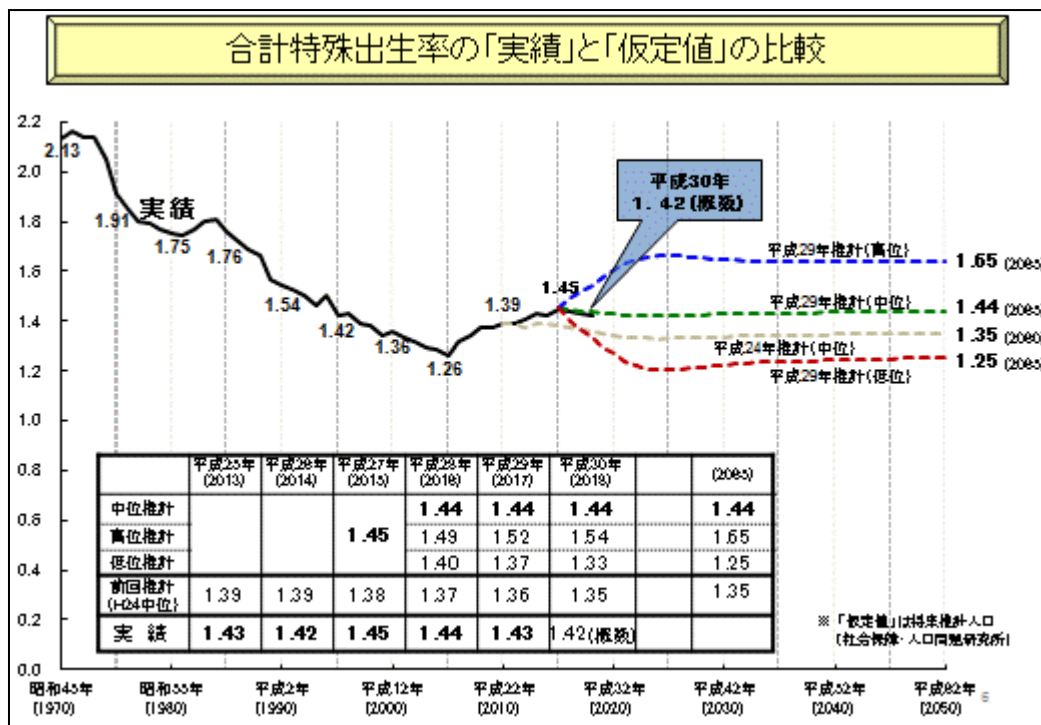
「マクロ経済スライド」の考え方を簡単に図式化したものですが、基本的に大事なことは、上の四角の三つめの丸に書いてあるところです。「給付と負担のバランスのためには、マクロ経済スライドが不可欠です。ただ、一定の経済成長があれば、また、就業者が増加して支え手が増えれば、マクロ経済スライド調整を行った上で年金額を増やすことは可能です。」ということが、メッセージとして書かれています。

右下に矢印がありますが、年金は、賃金や物価の伸びにより改定されます。マクロ経済スライドは、「その伸びを一部抑えさせてください」、このオレンジの矢印がマクロ経済スライドによる調整になります。ですので、例えば賃金が3%伸びました。マクロ経済スライドを1%にします。そうすると、年金の改定は2%、「3-1」の2%になるわけです。もちろん、この賃金等が4%、5%に伸びれば、マクロ経済スライド後の年金改定も、その分、増えていきますし、そのマクロ経済スライドの算定式は、一番下に書いてありますが、支え手の減少+平均余命の0.3と法律に書かれていますので、支え手を増やせば増やすほど、このオレンジのスライド率が小さくなっていく。そうすると、この青い年金の改定も大きくなるということで、「経済の成長や支え手を増やすことが、年金を増やすことにも大事ですよ」ということです。

左側のこの点線の囲みにあるのは、「マクロ経済スライドで、この伸びを調整した分は、一体、何に使われるのか?」ということが書いてあります。「マクロ経済スライドで年金がカットされた」とおっしゃる方もいますが、特にカットしているわけではなく、そのマクロ経済スライドで伸びを抑えられた分は、現役世代の保険料が増えないように、また、将来の高齢世代の給付水準を確保するために充てられます。その年金をカットした分が、どこか他に使われるわけではなく、将来の受給者の年金として使われる。これがマクロ経済スライドの考え方になります。

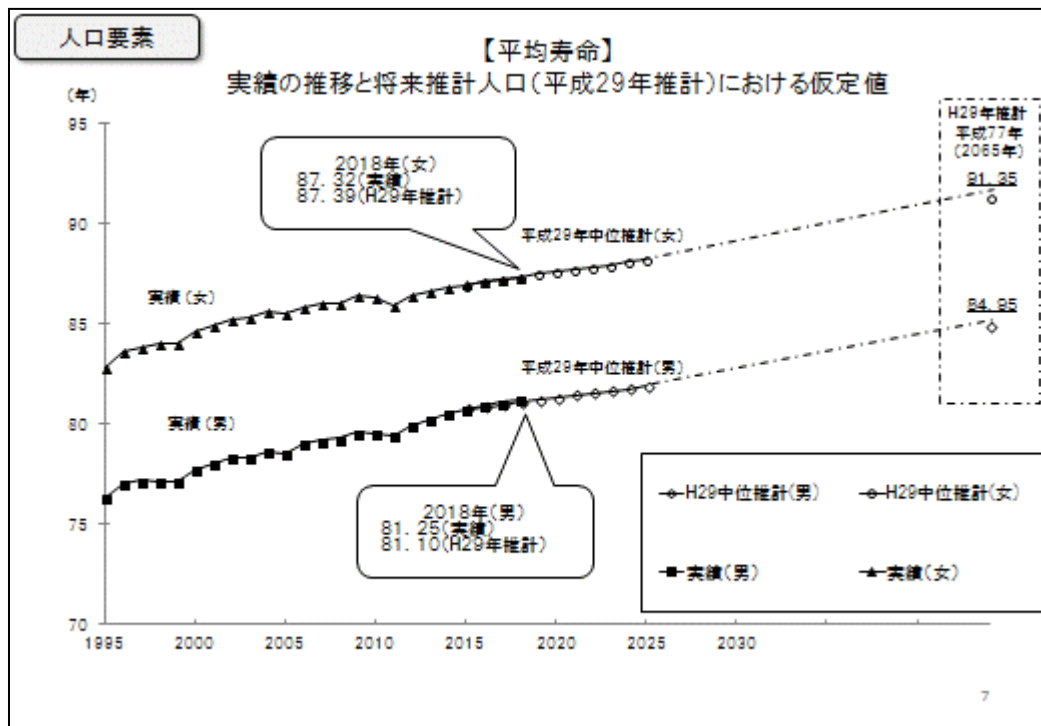
2. 前回財政検証からの変化

5



ここから、財政検証の実績の話に入っていきます。出生率ですが、公的年金は賦課方式ですので、基本的に支え手が増えれば増えるほど財政もよくなりますので、出生率の一つのポイントの指標になります。今、平成30年の概数ですが、1.42という出生率になります。ちょっと灰色の線で、平成24年の中位推計、前回の財政検証で使ったものがありますが、これは大体1.35という見通しで設定されていました。実績が1.42ですので、新しい人口推計、中位推計では、将来1.44になる前提が置かれています。前回の財政検証と比べ

ると、1.35 だったものが 1.44 と上昇していますので、ここは年金財政にプラスの影響を与えることになります。



平均寿命ですが、これは、社会保障・人口問題研究所が5年に1度出している推計値があり、概ねその推計通りに推移しています。今は、女性は87歳、男性81歳ですが、将来は91歳の85歳になる前提に置かれています。寿命の伸びは、年金財政にとってはマイナスの方向に働きます。

65歳を迎えた方が特定の年齢まで生存する確率

- 65歳を迎えた方が特定の年齢まで生存する確率をみると、2015年時点に65歳を迎えた1950年生まれですら、男性の3割以上、女性の約6割が90歳まで長生きする見込みである。
- 1990年生まれ(2055年に65歳)については、男性の4割以上、女性の約7割が90歳まで長生きする見込みである。さらに、女性については、約2割が100歳まで長生きする見込みである。

	男 性			女 性		
	80歳	90歳	100歳	80歳	90歳	100歳
2015年に65歳(1950年生まれ)	73%	35%	4%	87%	60%	14%
2025年に65歳(1960年生まれ)	75%	38%	5%	89%	64%	17%
2035年に65歳(1970年生まれ)	77%	41%	6%	90%	67%	19%
2045年に65歳(1980年生まれ)	78%	43%	6%	91%	69%	20%
2055年に65歳(1990年生まれ)	79%	44%	6%	91%	69%	20%

※ 厚生労働省「厚生労働省「健康寿命」・国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成25年版推計)」より算出したもの。

8

年金部会で説明する際に行った資料ですが、65歳にいる方が何歳まで生きるかということを確認して示した表です。2015年に65歳の方でしたら、男性は90歳までが35%、女性は60%の確率で生きることができずし、1990年生まれですと、女性に関しては100歳までが20%と、「結構長生きする方が増えます」ということとなります。

2014年財政検証と2019年財政検証の諸前提の比較

		要因	2014年検証	2019年検証	変化
目下 の 数 値		被保険者数	【経済再生ケース】 6,533万人(2014年度) → 6,521万人(2017年度)	【実績】 6,722万人(2014年度) → 6,743万人(2017年度)	増加
		物価上昇率・ 実質賃金 上昇率	【経済再生ケース】 物価 2.4%(2014~2018年平均) 実質賃金 ▲0.2%(2014~2017年度平均)	【実績】 物価 1.0%(2014~2018年平均) 実質賃金 ▲0.6%(2014~2017年度平均)	低下
		スプレッド (資金上昇率を 上回る通算割合)	【経済再生ケース】 ▲0.4%(2014~2017年度平均)	【実績】 4.5%(2014~2017年度平均)	上昇
人口 要素	出生率	出生率	(2010年実績) (2060年中位推計) 1.39 → 1.33	(2015年実績) (2065年中位推計) 1.43 → 1.44	高く設定
		平均寿命	(2010年実績) (2060年中位推計) 男:79.32年 → 男:84.19年 女:86.30年 → 女:90.93年	(2015年実績) (2065年中位推計) 男:80.73年 → 男:84.93年 女:86.99年 → 女:91.33年	長く設定
		転入率	【ケースA~E(経済再生・労働参加進展シナリオ)】 (2012年実績) (2030年推計) 36.3% → 38.4%	【ケースI~II(成長実現・労働参加進展シナリオ)】 (2017年実績) (2040年推計) 38.8% → 60.9%	高く設定
	経済 要素	実質賃金 上昇率 <対物価>	○2023年度までの前提 【ケースA~E(経済再生ケース)】 (2014年度) (2019年度) (2023年度) ▲1.6% → 1.8% → 2.1%	○2028年度までの前提 【ケースI~II(成長実現ケース)】 (2019年度) (2023年度) (2028年度) 0.4% → 1.2% → 1.3%	低く設定
		スプレッド (資金上昇率を 上回る通算割合)	○2024年度以降の前提 【ケースA~E】 2.3~1.3%	○2029年度以降の前提 【ケースI~II】 1.6%~1.1%	低く設定
		スプレッド (資金上昇率を 上回る通算割合)	○2023年度までの前提 【ケースA~E(経済再生ケース)】 (2014年度) (2019年度) (2023年度) 0.3% → ▲0.2% → 0.8%	○2028年度までの前提 【ケースI~II(成長実現ケース)】 (2019年度) (2023年度) (2028年度) 0.6% → ▲1.2% → ▲0.7%	低く設定
	○2024年度以降の前提 【ケースA~E】 1.1~1.7%	○2029年度以降の前提 【ケースI~II】 1.4%~1.7%	同程度		

ここまでは人口要素ですが、次は経済要素です。上の赤枠になります。まず「被保険者数」について前回の財政検証では、2014年度の6,635万人が、2017年度には6,521万人と、緩やかに低下していく見通しでしたが、右側の実績では2017年度で6,743万人と、逆に増加しているという実績が出ています。この被保険者数の増加は、年金財政の支え手の増加ということで、年金財政にとってプラスに働くこととなります。

下の段で、物価と賃金、実質賃金上昇率ですが、財政検証の前提は、物価は2014から2018平均で2.4%、実質賃金を▲0.2%と想定しましたが、実績は、物価は1.0%止まりで、実質賃金は▲0.6%となっております。物価や実質賃金については、前提よりも下回っているため、これは年金財政にマイナスの影響を与えることとなります。

一方、スプレッド（賃金上昇率を上回る運用利回り）は、財政検証の見通しよりも大きく上回った結果が出ていますので、年金財政にプラスの影響を与えることとなります。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)の概要	
公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。	
概要	
1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進 (平成29年4月施行)	500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。 (国・地方公共団体は、規程にかかわらず適用とする。) ※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。
2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除 (平成31年4月施行)	次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。
3. 年金額の改定ルールの見直し ((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)	公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講ずる。 (1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。 (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。
4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し (平成29年10月(一部平成29年3月)施行)	合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。
5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備 (平成28年12月27日施行)	日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

それから、前回の財政検証後の平成28年の法律改正では、この1から5の改正を行っています。公的年金の財政に影響を与える改正は、1から3の部分です。

1は、適用拡大を進めています。平成28年10月から500人以上の企業に限った適用拡大がされていますが、このときは500人以下に、任意の労使合意に基づき適用拡大可能とするという改正をしています。ここは、1万人程度の方が適用になっていますが、年金財政にとっては影響は軽微です。

2の第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除です。ここは、「事業者の方も、産休のときは保険料免除します」という改正になりますが、保険料免除した分、収入は減りますが、月額100円程度保険料を上げましたので、財政に与える影響は相殺されて、大きくないと考えています。

3は、大きな議論になりましたが、マクロ経済スライドのキャリーオーバーです。マクロ経済スライドは名目賃金・物価が伸びたときにしか、調整しないのですが、「調整しなかった分を翌年度以降に持ち越して、マクロ経済スライドをかける」というものが(1)です。(2)が、賃金が物価を下回る場合に、賃金に合わ

せて改定する考え方の徹底ということです。ここは、後ほど説明しますが、この3の(2)が平成16年改正以降できていなかったことが、今の年金財政の報酬比例部分と基礎年金のバランスが崩れてきた一つの要因となります。そこはこの改正で手当てをしましたので、今後は、報酬比例部分と基礎年金のバランスが、これ以上悪くなるということがなくなるのということになります。

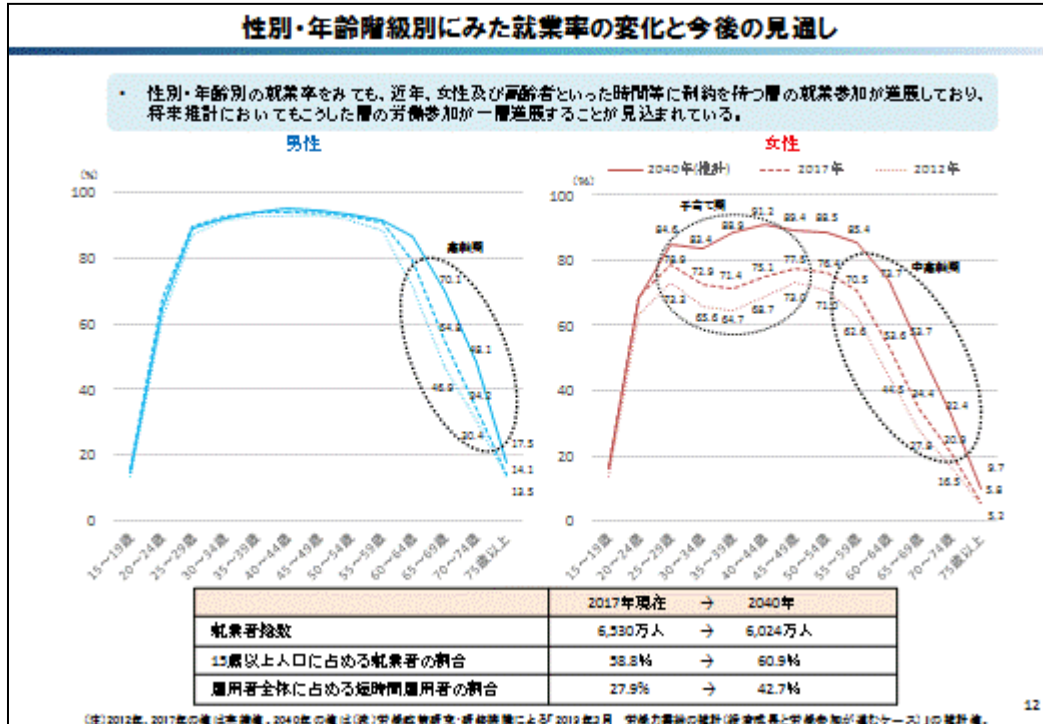
2019(令和元)年財政検証の諸前提						
人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】						
合計特殊出生率		平均寿命		【前回の比較(中位推計)】		
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年	○出生率は 向上 1.35(2060) ⇒ 1.44(2065)		
1.45	出生高位 1.66 出生中位 1.44 出生低位 1.25	死亡高位 83.83 死亡中位 81.95 死亡低位 80.06	80.75 81.99	83.83 81.95 80.06	○平均寿命は 伸長 男 84.19(2060) ⇒ 84.93(2065) 女 84.93(2060) ⇒ 85.33(2065)	
				○高齢化率 低下 40.4%(2065) ⇒ 38.4%(2065)		
労働力の前提 — 「労働力需給の推計」(2019年3月、(後)労働政策研究・研修機構) 【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】						
経済の前提 — 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討 ⇒ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い6ケース】 ※ 長期的なTFP上昇率は、円高円安の想定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定						
	経済成長と労働参加が進むケース	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	経済成長と労働参加が進まないケース	賃金上昇率	運用利回り	【前回の比較】
ケースI	1.4%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	○労働参加は 進展 (労働参加が進むケース) 就業率 58.4%(2030) ⇒ 60.9%(2040)
ケースII	1.1%	1.6%	1.4%	2.6%	1.5%	○経済前提は 控えめ に設定(長期の前提) ・TFP上昇率 1.3%—1.0%(ケースI～II) ⇒ 1.3%—0.8%(ケースI～III)
ケースIII	0.8%	1.2%	1.1%	2.6%	1.7%	・実質賃金上昇率<対物価> 2.3%—1.3%(ケースI～II) ⇒ 1.3%—1.1%(ケースI～III)
ケースIV	0.6%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	・実質運用利回り<対物価> 3.4%—3.0%(ケースI～II) ⇒ 3.0%—2.3%(ケースI～III)
ケースV	0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	・実質的な運用利回り<スプレッド(対賃金)> 1.7%—1.1%(ケースI～II) ⇒ 1.7%—1.4%(ケースI～III)
ケースVI	0.3%	0.5%	0.4%	0.6%	0.4%	40.4%
その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定						

次は、今回の財政検証の前提です。今までご紹介しました人口の前提を置いてあります。100年間推計しますので、100年間、人口の前提を置いてあります。右側の青枠に書いてありますが、ご紹介しました出生率が上昇しています。一方、平均寿命が伸びています。トータルでは高齢化率が前回の推計よりも低下していますので、年金財政には、人口全体で見るとプラスの影響を与えるという結果になっています。

もう一つ、将来、労働力がどうなるかという「労働力の前提」を置いてあります。これは、労働政策研究・研修機構というところが作っており、三つのケースを置いてあります。

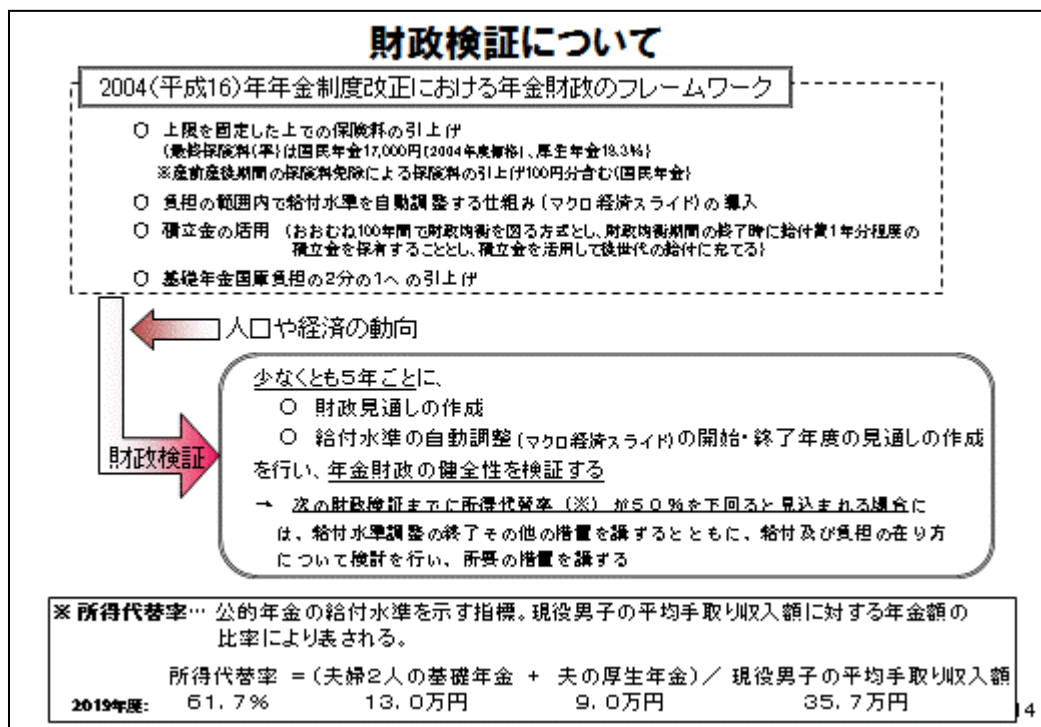
経済の前提です。今後100年間の経済の前提は、基本的に誰も正確には分からない話だと思うのですが、専門家の方に集まって議論していただき、下の図にあるように、ケースIからケースVIの幅広い6ケースを作っています。年金財政、財政検証の計算には、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りという、この真ん中の三つの要素が必要になります。

前回の比較ですが、右の青枠にまとめてあります。労働力の前提は、最近の支え手の増加を踏まえた結果、前回58.4%だったものが60.9%と、将来の前提も上振れしています。ここはプラスの影響を与えるところになります。経済の前提は、最近の賃金の低下等々を織り込み、全体的に控えめな設定になっています。実質賃金上昇率は、2.3～1.3だったものが、1.6～1.1に、スプレッドという対賃金比運用利回りは、1.7～1.1から、1.7～1.4と、ほぼ一緒ですが、全体的に控えめな設定をされています。

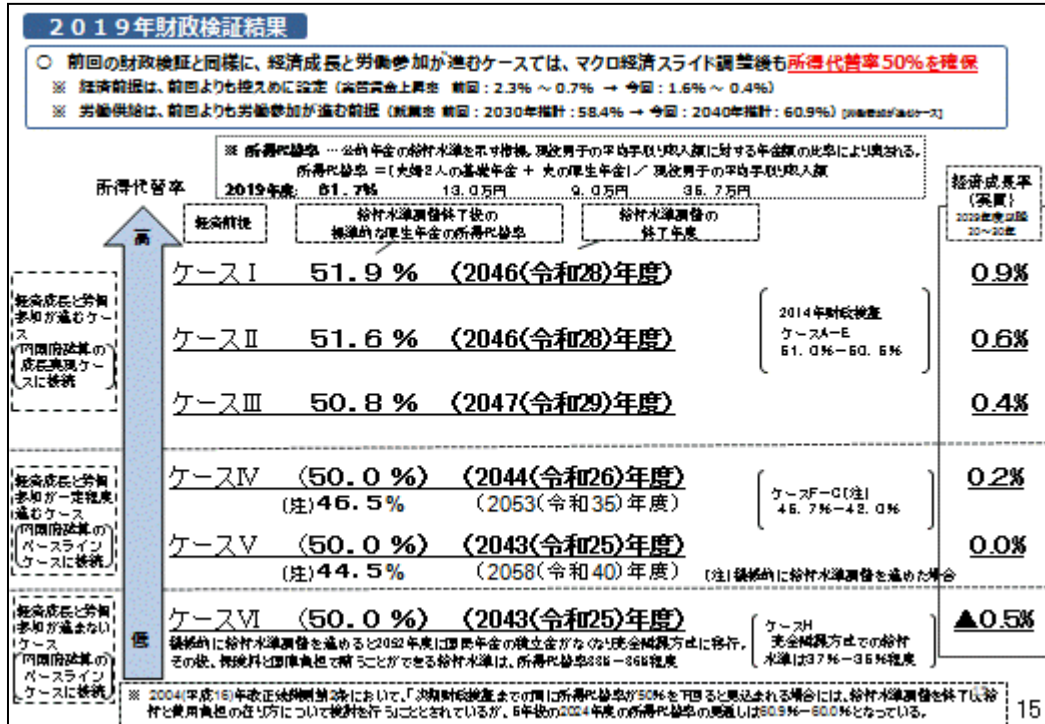


労働力の前提を少し詳しく見たものです。将来の推計について、特に点線で囲んだところに大きな変化があります。男性に関しては、基本的に高齢層以外は今までと同じですが、例えば65～69歳の方ですと、現在は5割から将来は7割まで働く人が増えます。女性に関しては、子育て期の就業が改善します。さらに中高年齢期の就業も改善する。このような前提を置いて、財政検証をしていきます。

3. 令和元年財政検証とオプション試算 について



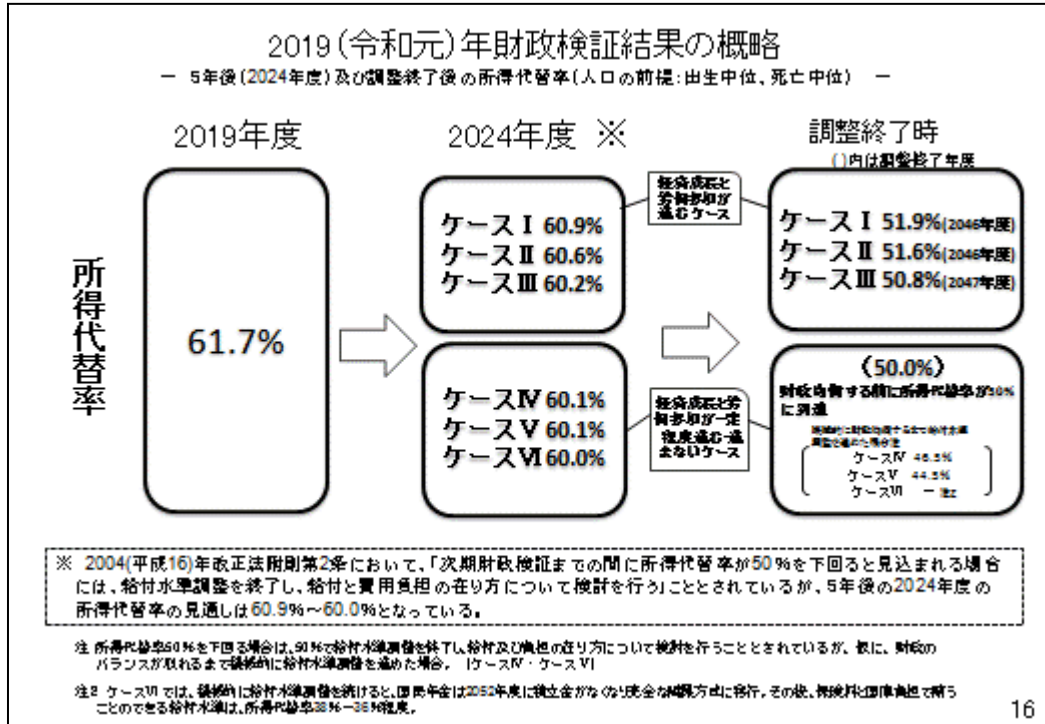
次に、財政検証の結果を、ご紹介していきます。財政検証は、5年に1度やっている年金制度の健康診断とも言われています。基本的に、先ほどご紹介した平成16年のフレームワークに基づいて人口や経済の動向を入れ、5年に1度、財政見通しの作成をしています。そして、先ほどご紹介したマクロ経済スライドを、どこまでかければバランスするのかという、マクロ経済スライドの終了年度の見通しも出しています。そして、法律の規定で、次の財政検証までに、所得代替率～下の箱に書いてある「夫婦世帯の年金と、そのときの現役世代の賃金との比率」～が50%を下回ると見込まれる場合は、終了の措置を講じ、給付と負担のあり方について検討するということとなります。これは財政検証の結果で確認すべき法律的な要請事項になります。



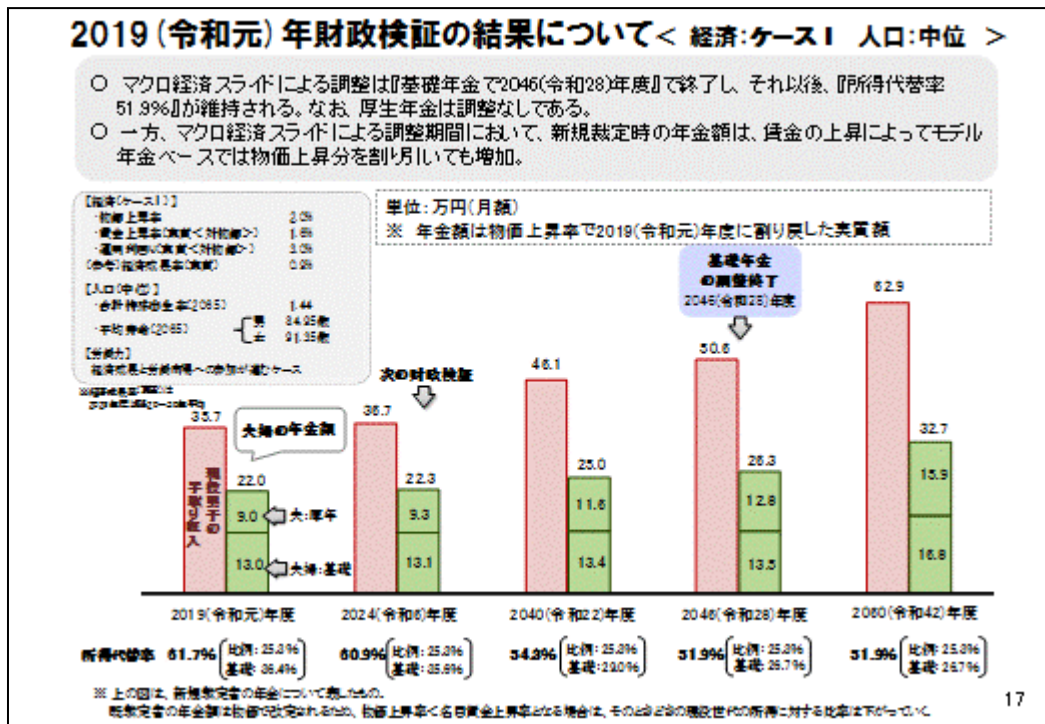
こちらが財政検証の結果です。ケースⅠからケースⅥについて、バランスするまでマクロ経済スライドをかけた場合の所得代替率が書いてあります。右側の括弧書きに、何年度まで調整すればバランスするのかという年度も書いています。ケースⅠからⅢは、労働参加や経済成長が進むケースと大きく分けされていますけれども、こちらに関しては、法律の規定にあるように、将来的に50%以上確保されるという結果が出ています。ケースⅣとケースⅤは、経済成長と労働参加が、一定程度進むケースという前提が置かれていますけれども、ここは50%と書かれています。

法律の規定上、50%を下回る場合には、給付と負担のあり方を見直すことになっていますので、50%を下回ることにはないのですが、その下の注意書きで、さらにシーソーがバランスするまで機械的にマクロ経済スライドをかけた場合の給付水準を書いています。それがケースⅣで46%、ケースⅤで44%と、50%を下回り、40%台になると均衡するというようになります。

ケースⅥは、一番労働参加や経済成長が進まないケースです。(50.0%)と書いてありますが、注意書きにあります、「50%を下回ってマクロ経済スライドをかけていっても均衡せず、積立金がなくなります」という結果になっています。積立金がなくなると、保険料と国庫負担で賄うしかありませんので、その場合の所得代替率は38～36%となってしまいます。ここで何が大事かという、「経済成長や労働参加を進めることが、年金制度にとっては大事ですね」ということが読み取れます。



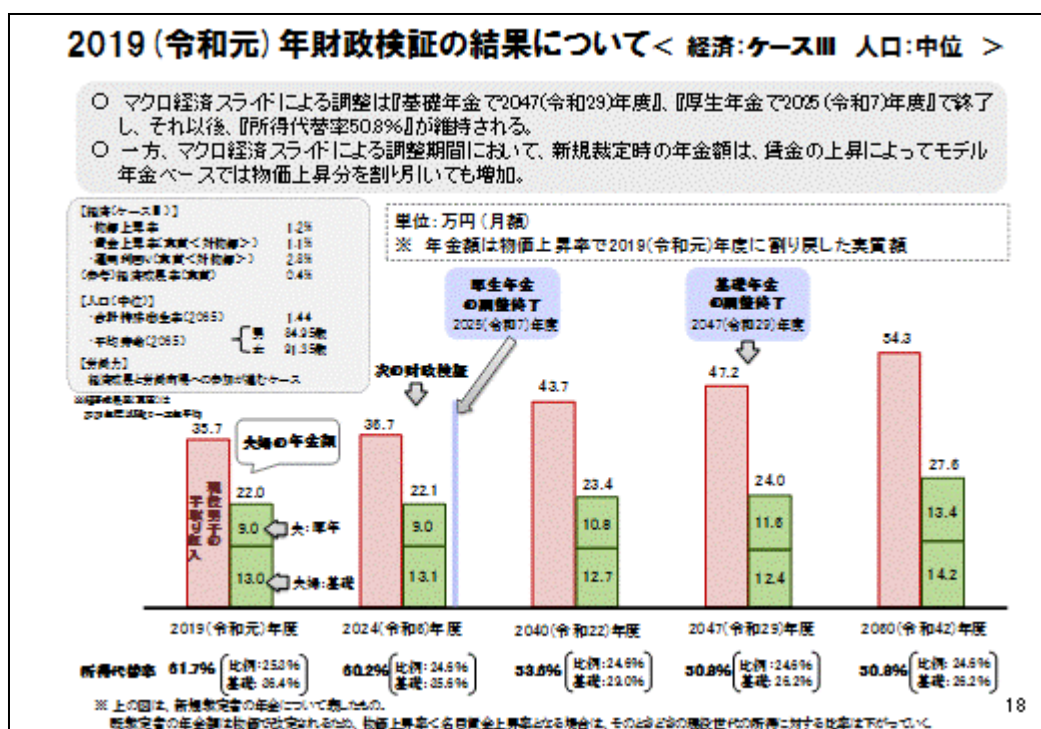
あとは、法律の規定で、「5年後の所得代替率が50%を上回っているか」という確認事項がありますので、5年後の所得代替率を見ますと、ケースⅠからケースⅥとも60%を超えていますので、この法律の検討規定には当たりません。



財政検証結果をモデル年金で示したものです。下の棒グラフは、よく使われている資料ですが、赤が現役

世代の賃金、緑が夫婦の年金になります。この比率が所得代替率で、一番下に書いてあります。足元 2019 年度は所得代替率が 61.7%でした。将来、経済が成長していく中で、この赤い棒が、どんどん増えていきます。緑の棒は、そこまで増えません。マクロ経済スライドが働いていることにより、この差が生まれるわけです。そうすると、赤い棒に対する緑の棒が、どんどん減ってきますので、所得代替率が、その分、低下していくという構造になっています。

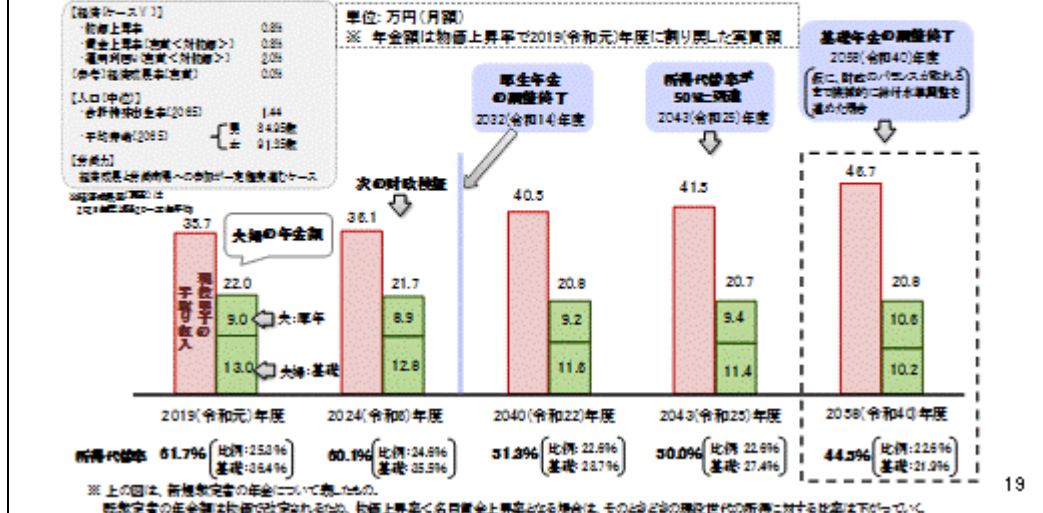
ケース I からケース VI がある中で、これはケース I の結果です。上の一つめの丸に書いてあるとおり、マクロ経済スライドは 2046 年に終了します。ただ、このマクロ経済スライドは、基礎年金のマクロ経済スライドになります。「なお」書きで書いてありますが、厚生年金は調整が不要という結果になっています。「厚生年金 2 階部分はマクロ経済スライドをかけなくてもバランスしますが、基礎年金 1 階部分は 2046 年までかけなければバランスしません。」という結果になっています。



ケース III だと、厚生年金もマクロ経済スライドが必要になりまして、2025 年度に厚生年金 2 階部分の調整が終了し、基礎年金 1 階部分は 2047 年度という結果になっています。

2019(令和元)年財政検証の結果について <経済:ケースV 人口:中位>

- マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。



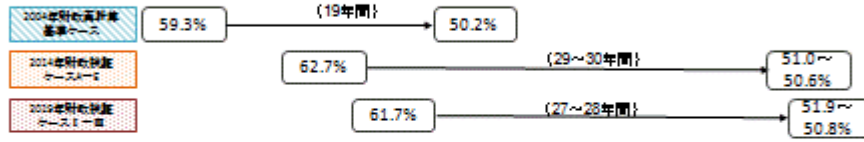
ケースVですけれども、厚生年金のマクロ経済スライドが2032年度に終了し、そこから基礎年金だけにマクロ経済スライドがかかっていき、50%に到達してしまうのが、右から二つめの2043年度とところです。法律上の規定ですと、50%に到達すると見直すことになっていますので、一番右の棒は機械的に計算したのですが、44.5%の所得代替率になると均衡するという結果になっています。

ここから、読み取れるように、厚生年金はマクロ経済スライドの調整期間が短く、基礎年金が長くなる。これが、大きな問題になっています。

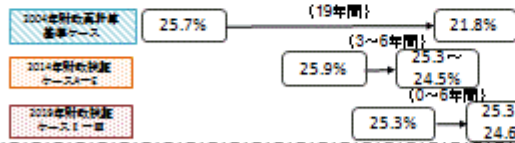
所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化 (経済成長と労働参加が進むケース)

- 足下の所得代替率は前回検証後にマクロ経済スライド調整が発動(累計1.4%)したこと等により低下。
- 一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E(労働市場への参加が進む経済再生ケース)を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇。
- 一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様。

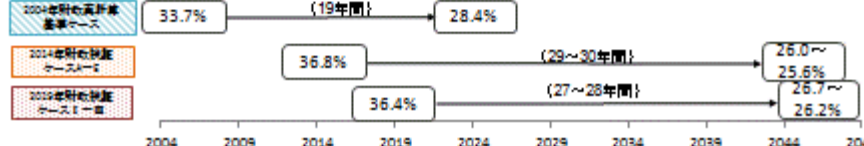
【所得代替率】



【厚生年金(報酬比例部分)】



【基礎年金(2人分)】

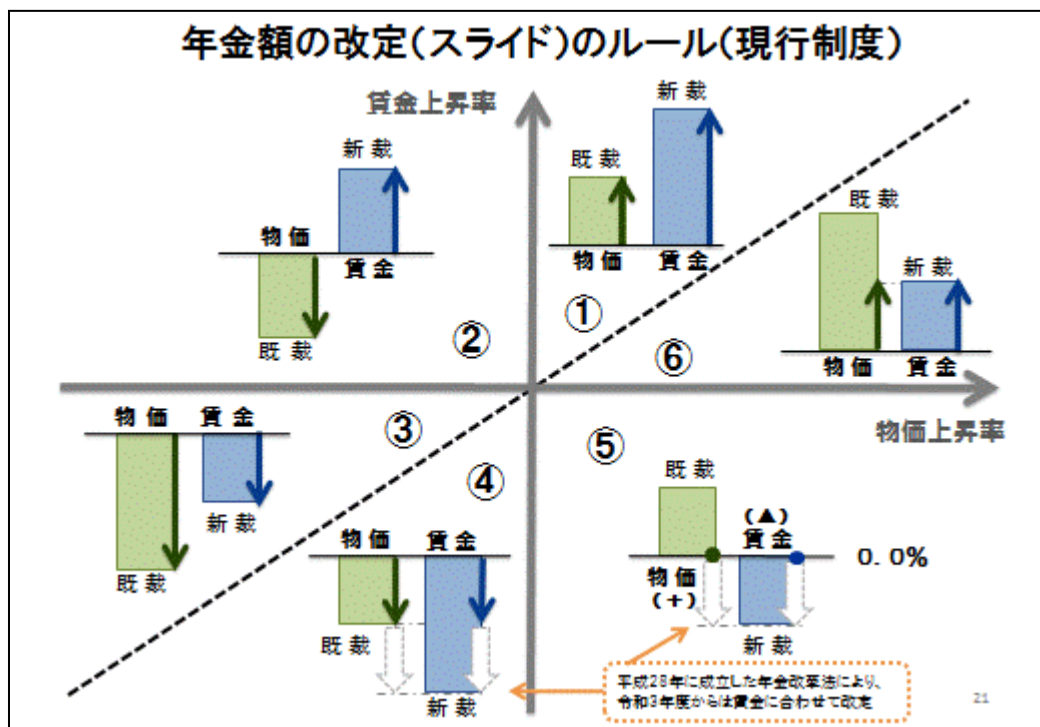


20

それを少し分かりやすくしたものが、この資料です。青いところが、最初の平成16年のときに計算した所得代替率の厚生年金と基礎年金の内訳になっています。当時の計算では、マクロ経済スライドは19年間で均衡することになっていました。厚生年金と基礎年金の内訳を見ても、両方、19年間と、このバランスは同じ調整期間になっていました。ところが、今回の財政検証を見ていただくと、調整期間が27～28年間と伸びています。厚生年金を見ますと、0～6年間とあり、厚生年金の調整期間は2004年に比べて短くなっています。基礎年金が27～28年間と伸びているので、マクロ経済スライドが、基礎年金にかかる分と、厚生年金にかかる分のバランスが壊れてきているという問題になります。

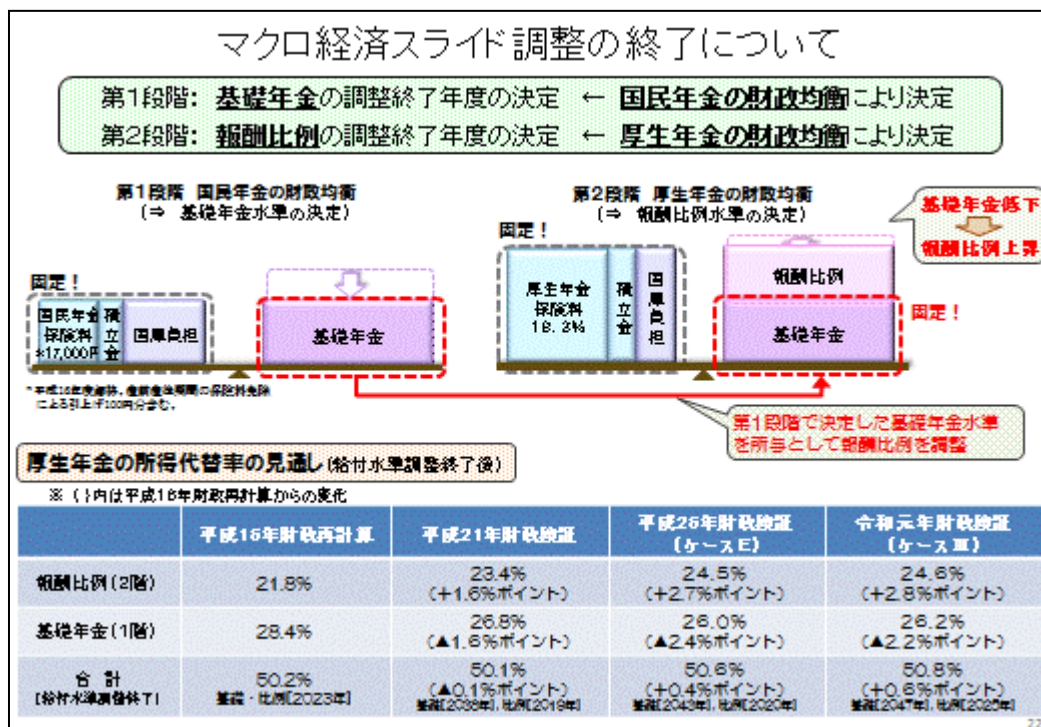
基礎年金しかない方は、マクロ経済スライドがかかることにより将来の年金水準が下がり、一番影響を受けます。サラリーマンの方ですと、厚生年金が、そこまでマクロ経済スライドがかかりませんので、基礎年金はかかりますが、トータルの影響は基礎年金のみの場合と比較して緩和されます。この基礎年金は、公的年金制度の所得再分配機能という大事な役割の一つの大事な要素ですので、基礎年金が小さくなればなるほど、その所得再分配機能も小さくなるということです。基礎年金を上げていくということが、この財政検証でも読み取れる大事な、今後の制度改正の大きなミッションになると考えています。

この二つ、報酬比例と基礎年金のバランスが、なぜ崩れたかというところですが、年金の改定ルールが、一つ大きな理由になっています。



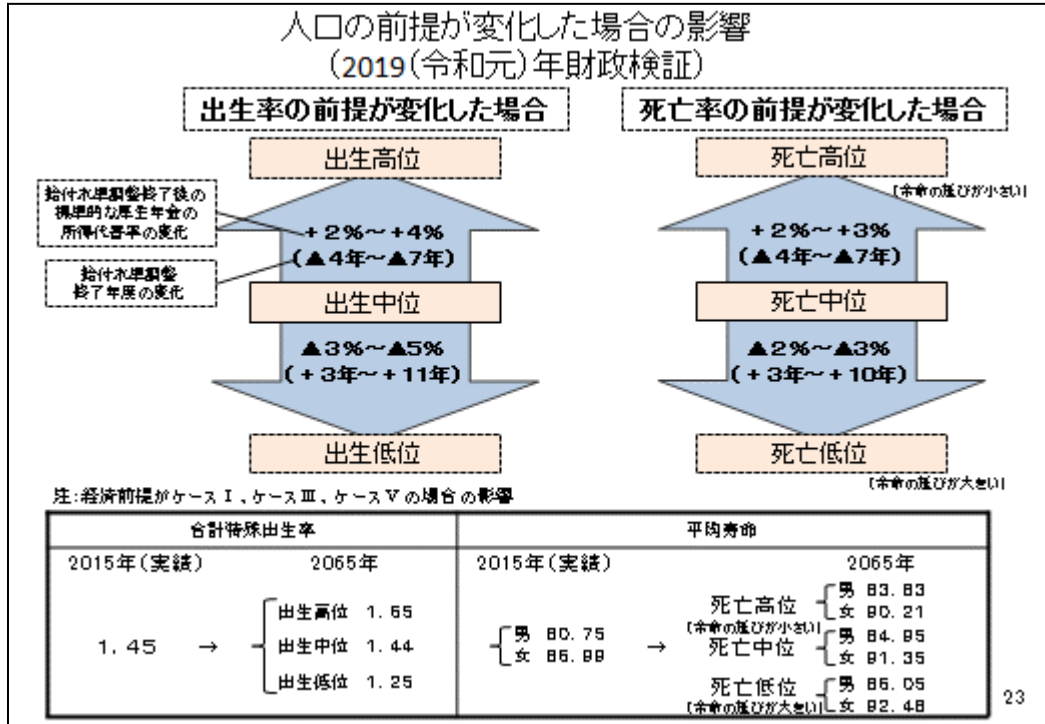
物価や賃金の伸びに応じて年金は改定されますけれども、ここ、平成16年以降、いわゆる④と⑤の年度が、ほとんどでした。見方ですけれども、④、⑤、⑥は、実質賃金がマイナスのパターン、①、②、③が実質賃金がプラスのパターンになります。年金をもらい始める新規裁定者は賃金に応じて改定され、既裁定者は物価に応じて改定されることが基本的なルールです。④と⑤の場合は少しいレギュラーで、④の場合は、物価と賃金が両方落ちて、賃金の方のマイナスが大きい場合です。その場合、「年金の改定は物価まで」というルールがありました。また、⑤は物価が上がり、賃金が下がった場合ですが、「年金の改定がゼロ改定、据え置き」というルールがありました。ここに関しては、両方とも④、⑤は賃金で改定しようという改正を前回は行いましたが、ここ10年間ずっと、この矢印の改定になっていました。

そうすると、国民年金側から見ると、保険料は賃金に応じて改定される一方、年金は、賃金ほど下がらず、賃金の変動より高い改定になっています。そうすると、収入と支出のバランスが崩れ、国民年金の財政が傷むという影響が生じました。これは、厚生年金にも影響するのですが、賃金下がった分、厚生年金の将来の給付は下がります。厚生年金の給付は報酬比例であり、賃金に一定の乗率を掛けたものが年金として支払われますので、賃金下がった分の影響は将来の年金が下がることにより、国民年金が受ける影響より緩やかになるということになります。



それから、大きな理由のもう一つとして、このシーソーをバランスさせるやり方にあります。国民年金と厚生年金と二つの勘定に分かれていますので、この二つをバランスさせましょうという法律の規定になっています。

国民年金の財政均衡を第1段階とします。そうすると、そこで基礎年金の水準が決まります。それをもって、第2段階で2階部分厚生年金を財政均衡させ、報酬比例の水準を決めるという構造になっています。そのため、国民年金の財政が、先ほどご紹介した改定ルール等で傷んだ結果、基礎年金が当初より大きく下がりました。約30年間のマクロ経済スライドが必要というぐらい下がりました。厚生年金の方は、その下がった基礎年金を賄うという仕組みになっていますので、逆に2階部分に当てられるお金は増えます。従って、その2階部分のマクロ経済スライドの調整を、そこまでなくて済むという構造になっています。これが、基礎年金部分と報酬比例部分の所得代替率の調整比率が分かれた大きな理由の二つになります。



それから、人口が変化すると年金財政にどのような影響を与えるかという考察です。「出生高位」と書いてありますが、出生が大きくなれば、所得代替率、年金財政にもプラスになりますし、死亡が低位というと、寿命がより延びるといことになり所得代替率にマイナスの影響が出ます。

オプション試算の内容

オプションA・・・被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①(125万人ベース)：被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合
・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月5.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合

適用拡大②(325万人ベース)：被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合
・対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③(1,050万人ベース)：一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合
・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外)

オプションB・・・保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

- ① **基礎年金の拠出期間延長：**基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ② **在職老齢年金の見直し：**65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
- ③ **厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ：**厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ④ **就労延長と受給開始時期の選択時の拡大：**受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- ⑤ **就労延長と受給開始時期の選択時の拡大(オプションB-④、⑤の制度改正を同時)：**上記①~③の制度改正を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注: 上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率(1月当たり0.7%)を使用すると仮定

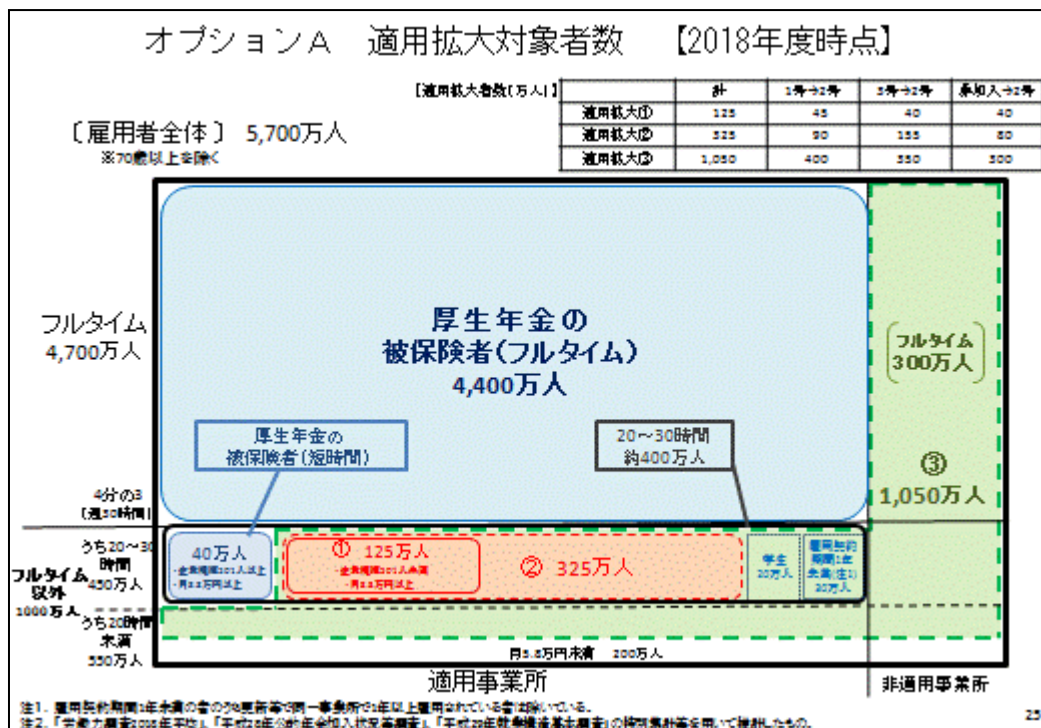
※ 参考試算として、2016年年金改革法による年金額決定ルールの結果を計算
 ⇒ 2016年年金改革法による年金額決定ルールの見直し、「賃金が低下時に賃金変動に合わせて改定」、「マクロ経済スライド調整の見直し(キャリアオーバー)」のいずれも、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を短縮し、将来の年金受給者の給付水準の改善に寄与することを確認。

ここからオプション試算の説明になります。基礎年金の所得代替率が下がっていくという大きな問題の解

決として、オプションA、オプションB、参考試算を行っています。オプションAは、「被用者保険のさらなる適用拡大」といい、短時間労働者を厚生年金に入れるという要件等を緩和するという改正内容です。要件の緩和程度を仮定して、①125万人入れた場合、②325万人入れた場合、③1,050万人入れた場合と実施しています。①は、今、500人以上の企業しか対象になっていません。500人以下の企業は、任意で労使の合意があればできる制度ですが、500人以下も強制適用にしてしまう場合です。②は、さらに賃金要件、月8.8万円以上の方しか入れませんが、その8.8万円という要件も、なくします。③は、労働時間にかかわらず月5.8万円以上働いていれば厚生年金適用するという、1,050万人に適用されるというケースになります。

オプションBが、保険料拠出期間の延長や、受給開始時期の選択（いわゆる繰下げ制度）になります。①は、今、国民年金は20から60歳までの40年間入れますけれども、それを65歳まで延長した場合。②は、在職老齢年金の見直しで、今の在職老齢年金の制度を緩和・廃止した場合。これが、どちらかという所得代替率が下がる仮定の計算になります。③が、厚生年金の加入年齢の上限引き上げで、今、厚生年金は70歳まで入れますけれども、それを75歳まで延長した場合。④が、繰下げ制度は70歳までしかできませんが、75歳までやると所得代替率はどうなるかということを示しました。⑤は、①から③を全て行った場合に、④のような繰下げを行うとどうなるかという計算をしています。

一番下に、参考試算と言いまして、平成28年改正により改定ルールを二つ入れましたが、マクロ経済スライドのキャリーオーバーや、賃金に合わせての年金改定を徹底する、この二つが、どれほど影響があるのかということを示しています。



適用拡大ですけれども、上の4,400万人が、今、適用になっている厚生年金の被保険者です。主に30時間以上としますので、フルタイムと呼んでいます。その下に、30時間未満の方、短時間で適用になっている方が40万人います。そこは、今、500人以上の企業が限定になっています。それが、①ですと企業規模要件をなくした場合ということで、125万入ってきます。月8.8万円という要件をなくした場合、②の325万入っ

てきます。③の1,050万人は、月5.8万以上の人を全て入れるということになります。

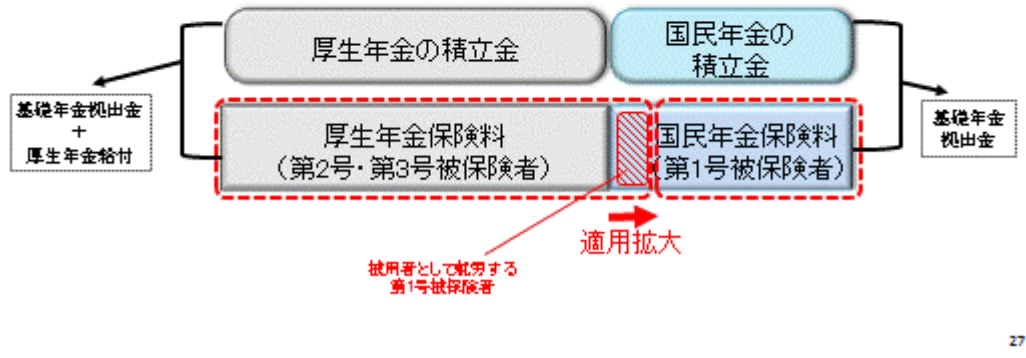
そして、適用拡大の財政影響は、右上の表にありますように、どこから来るかということが大きな見るポイントになります。1号の人が2号になる場合、3号の人が2号になる場合、いわゆる60歳以上のような、どこにも入っていない人が2号になる場合、という三つの入り繰りがあります。基礎年金の所得代替率を上げるには、1号から2号になる人数の量により決まります。この適用拡大①、②、③を見ますと、②は①の、大体、倍ぐらい、③は①の10倍ぐらいの効果になります。3号から2号に来ると、今まで、保険料を納めていなかった3号が新たに厚生年金の方に納めますので、厚生年金財政にはプラスになります。非加入は60歳以上ですので、ここは、今どこにも入っていない人が厚生年金に入ってきますので、厚生年金の支え手が増える効果があります。

オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合				
① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止(125万人ベース)した場合 <small>所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合</small>				
② 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止(325万人ベース)した場合 <small>対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大</small>				
③ 一定以上の収入のある全雇用者を適用(1,050万人ベース)した場合 <small>※ 試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。</small>				
現行の仕組み		① 適用拡大 125万人	② 適用拡大 325万人	③ 適用拡大 1050万人
<small>給付水準調整後の標準的厚生年金の所得代替率</small> <small>給付水準調整の終了年度</small>				
ケースⅠ	51.9% (2046) 〔比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)〕	52.4% (2045) 〔比例: 25.2% (2021) 基礎: 27.2% (2045)〕 ※ + 0.5%	52.8% (2045) 〔比例: 25.1% (2022) 基礎: 27.8% (2045)〕 ※ + 0.9%	56.2% (2039) 〔比例: 24.6% (2025) 基礎: 31.6% (2039)〕 ※ + 4.3%
ケースⅢ	50.8% (2047) 〔比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)〕	51.4% (2046) 〔比例: 24.5% (2025) 基礎: 26.8% (2046)〕 ※ + 0.5%	51.9% (2045) 〔比例: 24.4% (2026) 基礎: 27.6% (2045)〕 ※ + 1.1%	55.7% (2039) 〔比例: 23.7% (2031) 基礎: 31.9% (2039)〕 ※ + 4.8%
ケースⅤ	44.5% (2058) 〔比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)〕	45.0% (2057) 〔比例: 22.5% (2032) 基礎: 22.4% (2057)〕 ※ + 0.4%	45.4% (2056) 〔比例: 22.4% (2033) 基礎: 22.9% (2056)〕 ※ + 0.8%	49.0% (2047) 〔比例: 21.7% (2037) 基礎: 27.2% (2047)〕 ※ + 4.5%
<small>注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)</small> <small>注2: 国民年金の前付率は、前付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため①0.2%程度、②0.4%程度、③2.4%程度上昇する前提。</small>				

適用拡大の結果ですが、①、②、③とありまして、基本的に1号の人数の比例分ぐらい上がっているかと思えます。基礎年金が上がった分、報酬比例は、基礎が厚くなると2階に回すお金が減りますので、2階の所得代替率は若干低下することになっています。

適用拡大による基礎年金水準の向上について

- 2019年の財政検証オプション試算では、「被用者保険の適用拡大」が、基礎年金の水準を確保する上でプラスの効果を持つことが確認された。
- 基礎年金の給付に必要な費用は、厚生年金、国民年金の被保険者の割合により被分して拠出されており、各制度は必要な費用を被保険者からの保険料と各制度が保有する積立金を活用して賄っている。
- 報酬比例年金等の独自給付のウェイトが高い厚生年金と比べ、支出のほとんどが基礎年金拠出金である国民年金の財政均衡を図るため、2009年財政検証以来、基礎年金のマクロ経済スライド調整期間が長期化する見通しとなってきた。
- このような財政構造下において、適用拡大により、被用者として就労していながら第1号被保険者だった者（短時間労働者等）が第2号被保険者となれば、その分国民年金の拠出金負担が減少し、積立金の活用も蓄めた全体的な国民年金の財政が改善することで、将来の基礎年金の所得代替率が改善（マクロ経済スライドによる調整が早期に終了）する結果となる。



1号の人が2号の適用になると、なぜ基礎年金の所得代替率が上がるかということです。簡単に言うと、1号が2号に適用になると、国民年金の財政が改善するため、基礎年金のマクロ経済スライドが短くなるということです。賦課方式で運営されている年金制度で、国民年金から見ると、1号の人がいなくなると支え手が減るので、逆に悪くなるのではないかと、思われるかもしれません。そこは、「基礎年金の拠出金」という仕組みがあり、逆の効果が出ます。上から二つめにあるとおり、基礎年金の費用は、厚生年金と国民年金が被保険者数の割合により拠出する仕組みになっています。したがって、人数が増えれば、その分、拠出が増える、人数が減れば拠出が減る構造、仕組みになっています。

厚生年金は、報酬比例年金という、大きな規模の年金があり、基礎年金の拠出金の増減よりも、2階部分の給付を賄う支え手の増加が大事になります。一方、国民年金は、国民年金の人が減れば減るほど基礎年金の負担が減るので、影響が相殺されるということになります。そうすると、適用拡大により1号の人が2号になると、国民年金財政から見ると、保険料収入も減り、拠出金支出も減ります。一方、積立金は、そのまま残ります。ですので、下の図で書いてありますように、収入も支出も減るのですが積立金は残りますので、残った人の1人当たりの積立金が増加することにより、国民年金財政が改善するということになります。適用拡大により所得代替率が上がるということは、基礎年金拠出金の仕組みと、厚生年金と国民年金で別々に積立金を保有しているということから生じます。

オプションB（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）の全体像

➡ 現行制度 ➡ オプションBの前提

	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口	6,200万人	800万人	1000万人	750万人	1750万人
就業者数	5,100万人	500万人	450万人	200万人	150万人
雇用者数	4,750万人	450万人	350万人	150万人	70万人
厚生年金被保険者数	3,850万人	300万人	150万人	(注1) 60万人	(30万人)
(1)国民年金の被保険者	➡	オプションB-① 65歳に延長		オプションB-②は①-②の全て実施した場合	
(2)厚生年金の被保険者 (注1)				オプションB-② 75歳に延長	
(3)受給開始時期の選択		繰上げ	繰下げ	オプションB-③ 75歳に延長	
(4)在職老齢年金		28万円基準		47万円基準	
				オプションB-② 基準の緩和・廃止	

注1 人口、就業者数、雇用者数は2017年労働力調査、厚生年金被保険者数は2017年厚生年金の概算
 注2 65歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している高齢者の受給権者数（厚生年金が支給する4.0%の受給権者数を含む）
 注3 20歳未満については、適用事業所に適用される場合は被保険者となる

28

オプションB-①～③ 保険料拠出期間の延長、在職老齢年金の見直し

① 基礎年金の保険料拠出期間の延長
 基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合

② 65歳以上の在職老齢年金(高在老)の見直し
 高在老緩和・撤廃した場合 (1) 給付調整の基準額の引上げ(47万円→62万円相当)、(2) 給付調整の仕組みを撤廃

③ 厚生年金の加入年齢の上限の延長
 厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合

※ 試算の便宜上、2026年度より見直しをした(①は2026年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長した)場合として試算。スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

現行の仕組み (基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)	B-① (基礎年金45年拠出 厚生年金45年拠出)	B-②(1) (基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)	B-②(2) (基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)	B-③ (基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)	
給付水準調整終了後の標準的な 厚生年金の所得代替率	給付水準調整の 終了年度				
ケースⅠ	51.9% (2046) [比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)]	58.8% (2045) [比例: 28.4% (2020) 基礎: 30.4% (2045)] ※ + 6.9%	51.8% (2046) [比例: 25.1% (2022) 基礎: 26.7% (2046)] ※ ▲ 0.2%	51.6% (2046) [比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.7% (2046)] ※ ▲ 0.3%	51.9% (2046) [比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)] ※ -
ケースⅢ	50.8% (2047) [比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)]	57.6% (2046) [比例: 27.6% (2025) 基礎: 30.0% (2046)] ※ + 6.8%	50.6% (2047) [比例: 24.4% (2025) 基礎: 26.2% (2047)] ※ ▲ 0.2%	50.4% (2047) [比例: 24.2% (2026) 基礎: 26.2% (2047)] ※ ▲ 0.4%	51.1% (2047) [比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.2% (2047)] ※ + 0.3%
ケースⅤ	44.5% (2058) [比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)]	51.0% (2055) [比例: 25.3% (2032) 基礎: 25.6% (2055)] ※ + 6.4%	44.3% (2058) [比例: 22.4% (2032) 基礎: 21.9% (2058)] ※ ▲ 0.2%	44.2% (2058) [比例: 22.2% (2033) 基礎: 21.9% (2058)] ※ ▲ 0.4%	44.8% (2058) [比例: 22.8% (2031) 基礎: 21.9% (2058)] ※ + 0.2%

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

29

オプションBですけれども、先ほどもご紹介したように、四つの制度改正をやっていきます。結果を一覧にしたものですが、B-①で保険料拠出期間を延長すると、ケースⅢで申しますと所得代替率が6.8%増加します。B-②で在職老齢年金を見直しますと、所得代替率が下がる方向に働きます。B-③の厚生年金の加入期間を延長すると、プラスの影響が出ます。在職老齢年金だけマイナスの影響が出ますが、ここは、今後の制度改正について年金部会で議論しているところでございます。

現行制度とオプション試算B-①における基礎年金の財政見通しの比較（ケースⅢ）

○ オプション試算B-①における基礎年金給付費と国庫負担の見通し(2019年度価格)を、現行制度によるものと比較すれば、以下のとおり。

年齢	基礎年金給付費		基礎年金国庫負担		
	現行制度	オプションB-①	現行制度	オプションB-①	
2019 (令和元) 年度	24.2	24.2	12.3	12.3	
前付年数の 上開延長開始⇒ 上開延長完了⇒ オプションB-①の 基礎の調整終了⇒ 上開45年の者が 90歳に ⇒	2026 (令和8) 年度	24.1(26.7)	24.1(26.7)	12.3(13.6)	12.3(13.6)
2038 (令和20) 年度	20.9(31.8)	21.4(32.4)	10.7(16.3)	11.0(16.6)	
2046 (令和28) 年度	19.0(34.5)	20.3(37.0)	9.8(17.8)	10.5(19.1)	
2063 (令和45) 年度	16.5(44.3)	18.6(49.9)	8.5(22.9)	9.7(25.9)	
2070 (令和52) 年度	15.3(48.1)	17.4(54.8)	7.9(24.9)	9.1(28.5)	
2080 (令和62) 年度	13.7(53.9)	15.6(61.7)	7.1(27.9)	8.1(32.0)	
2090 (令和72) 年度	12.3(60.8)	14.0(69.5)	6.3(31.4)	7.3(36.1)	
2100 (令和82) 年度	11.0(68.3)	12.6(78.1)	5.7(35.3)	6.5(40.6)	
2110 (令和92) 年度	9.9(76.9)	11.3(88.0)	5.1(39.8)	5.9(45.7)	
2115 (令和97) 年度	9.3(81.6)	10.7(93.3)	4.8(42.2)	5.5(48.5)	

(注) 「2019年度価格」とは、買金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したもので、()内の数値は換算前の名目額。

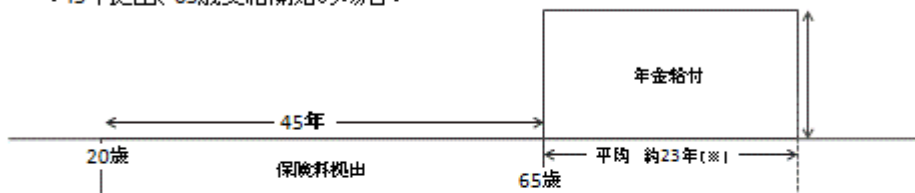
30

オプションB-①、65歳まで国民年金の加入を延長した場合ですが、「国庫負担が増える」ということが問題になっています。例えば、この2063年の右側の基礎年金国庫負担を見ますと、現行制度で8.5兆円だったものが、9.7兆円と、1.2兆円増えることとなりますので、この制度改正をやる上では、国庫負担の増加ということが一つ問題になってきます。

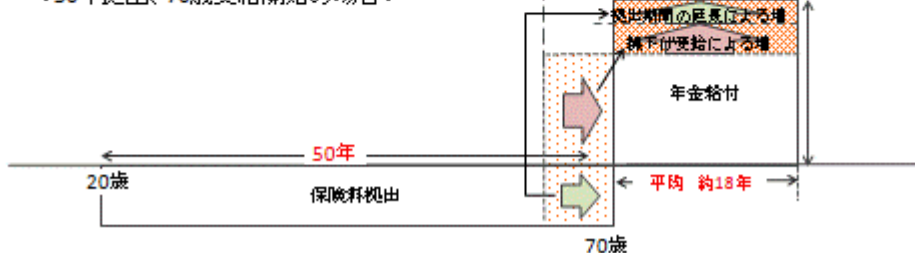
拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージ

○ 65歳を超えて就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択した場合、「①保険料拠出期間の延長」と「②受給開始を遅らせる繰下げ受給」の2つの効果により、年金給付の水準(所得代替率)が上昇

< 45年拠出、65歳受給開始の場合 >



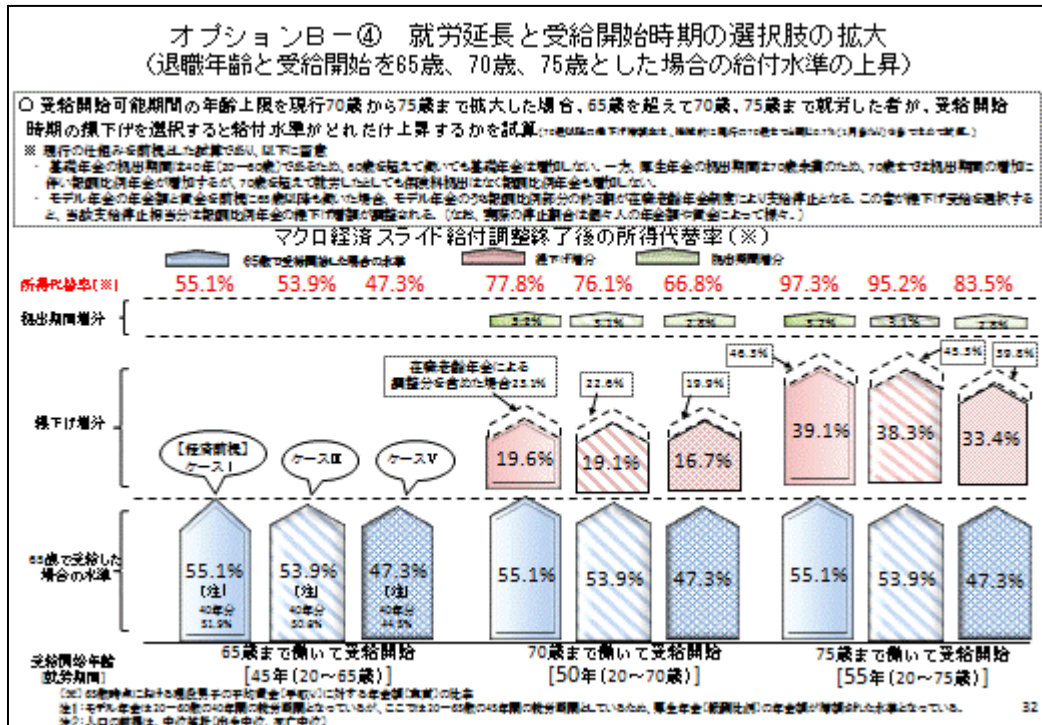
< 50年拠出、70歳受給開始の場合 >



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の2030年の平均寿命(男女平均)

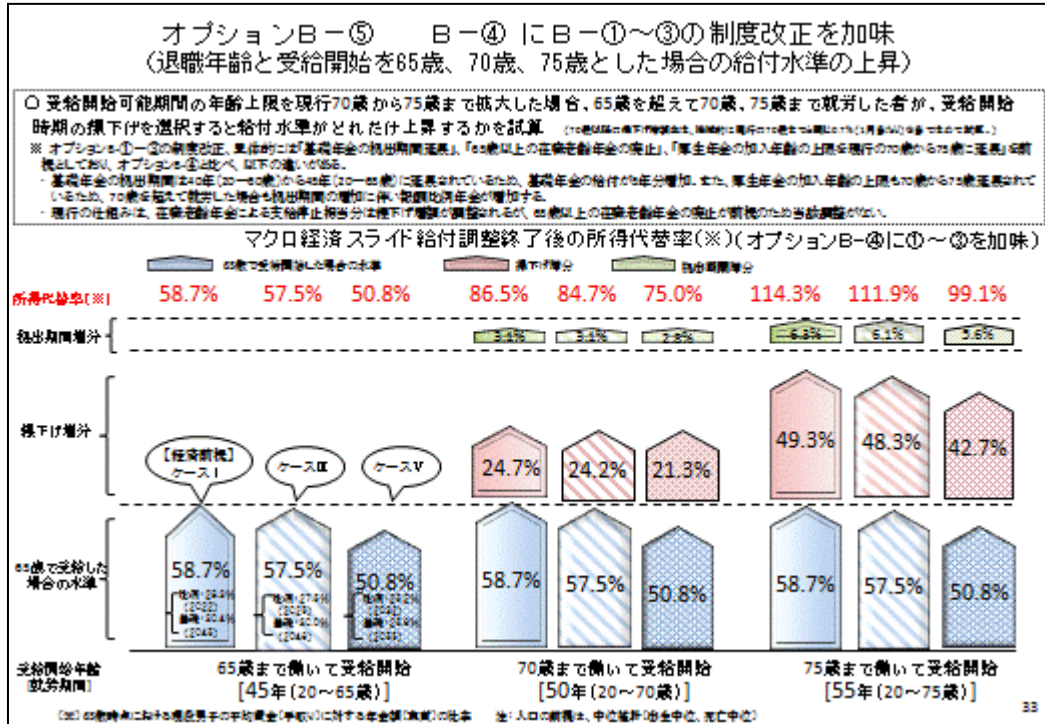
31

オプションでB-④をやっていますが、繰下げと、より長く働いた場合の給付水準アップのイメージになります。基本的に、繰下げにより、年金の水準も上げることはできますし、より長く働いて厚生年金に加入することで、年金も、その分、増やすことができます。それを図式化したものが、こちらになります。



現行の仕組みで、70歳まで働く、また、75歳まで働いた場合、さらに繰下げした場合の給付水準になります。65歳まで働くと、ケースIIIで大体54%ほど、もらえますが、70歳まで働くと、繰下げにより19%ほど増えます。さらに5年間働いた分の3%強が乗ります。それが75歳までやると、繰下げの分が、さらに増額され、95%を越えて100%近くの所得代替率になる結果が出ています。

この赤い棒のところ、点線でくくられていますけれども、繰下げと在職老齢年金との相性が悪く、在職老齢年金で停止された分が繰下げ対象になりませんので、全額が繰下げされるわけではなく、一部停止された分は除外されて繰下げされるということになります。これが現行制度で、65歳以降も働き、年金受給を繰下げた場合の結果です。



こちらが、在職老齢年金制度を廃止し、厚生年金の加入期間も75歳まで入る場合ということで、先ほどのように、在職老齢年金により停止されていた分がなくなり、繰下げによる増額が、すべて受けられることになっています。

[参考試算-①] 2016(平成28年)年金改革法で成立した 年金額改定ルールの見直し(賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底)による効果

○ 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定
上記の経済前提において、年金額改定ルールの見直し(賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底)「以下、賃金・物価スライドの見直し」による効果を試算。

ケース	現行の仕組み	賃金・物価スライドの見直しを行わなかった場合	改正の効果
ケースⅠ (経済変動加味)	51.7% (2048) [比済: 25.2% (2021) 基礎: 26.6% (2048)]	51.7% (2048) [比済: 25.2% (2021) 基礎: 26.6% (2048)]	—
ケースⅡ (経済変動加味)	51.4% (2048) [比済: 24.9% (2023) 基礎: 26.5% (2048)]	51.4% (2048) [比済: 24.9% (2023) 基礎: 26.5% (2048)]	—
ケースⅢ (経済変動加味)	50.6% (2050) [比済: 24.5% (2025) 基礎: 26.1% (2050)]	50.4% (2050) [比済: 24.4% (2025) 基礎: 25.9% (2050)]	+0.3%
ケースⅣ (経済変動加味)	48.4% (2053) [比済: 23.2% (2031) 基礎: 23.3% (2053)]	44.8% (2061) [比済: 22.6% (2032) 基礎: 22.2% (2061)]	+1.7%
ケースⅤ (経済変動加味)	45.3% (2056) [比済: 22.7% (2032) 基礎: 22.6% (2056)]	42.5% (2067) [比済: 21.9% (2034) 基礎: 20.6% (2067)]	+2.8%
ケースⅥ (経済変動加味)	仮に、統一的に給付水準調整を廃止 し、国民年金は2050年度に独立 金が100%完全な賦課方式に移行	仮に、統一的に給付水準調整を廃止 し、国民年金は2050年度に独立 金が100%完全な賦課方式に移行	—

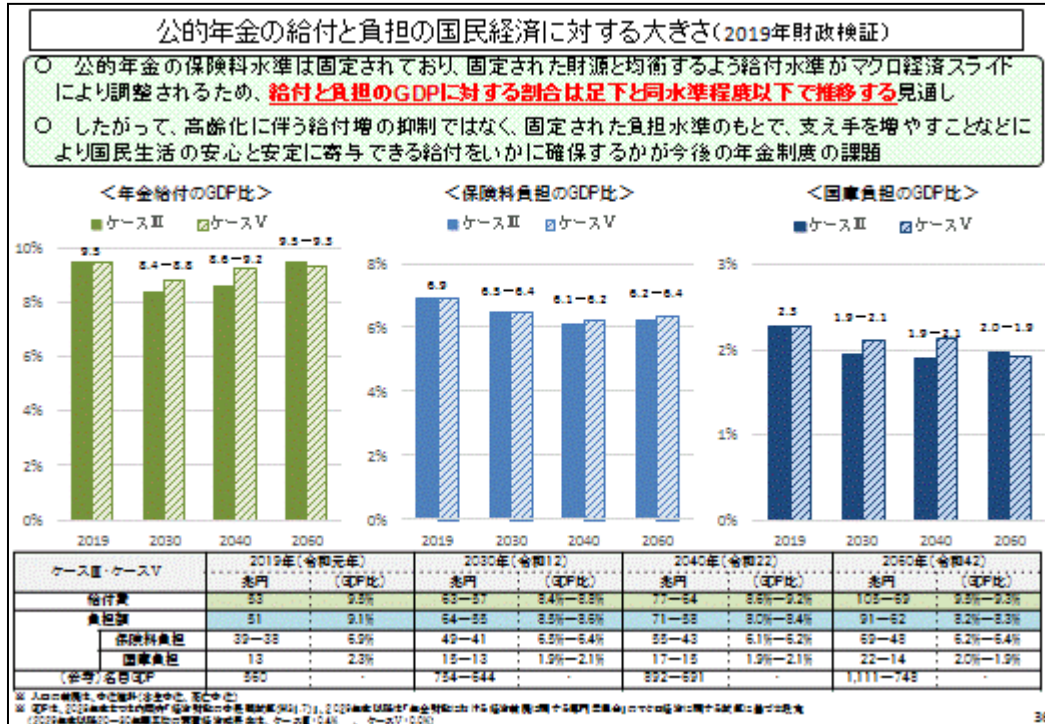
注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)
注: 経済変動は、景況低下期(景況上昇期)を想定し、2019年度～2023年度(2023年度以降は平均)を10年周期とするものとしている
注: ケースⅠ～Ⅵは2019年度財政検証における2020年度(経済変動)の平均値の比済・基礎に比し試算している
注: 経済変動は、景況低下期(景況上昇期)を想定し、2019年度～2023年度(2023年度以降は平均)を10年周期とするものとしている
注: ケースⅠ～Ⅵは2019年度財政検証における2020年度(経済変動)の平均値の比済・基礎に比し試算している
注: 経済変動は、景況低下期(景況上昇期)を想定し、2019年度～2023年度(2023年度以降は平均)を10年周期とするものとしている

次に、参考試算と言って、平成28年改正で導入した賃金変動に合わせて改定する効果です。制度改革の効

果を、経済に一定の波をつけて計算したものです。基本的に、賃金に連動させることにより給付と保険料のバランスが崩れませんので、所得代替率がプラスの効果になります。

【参考試算②】 2016(平成28)年年金改革法で成立した 年金額改定ルールの見直し(キャリアオーバー)による効果				
○ 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定 上記の経済前提において、年金額改定ルールの見直し(キャリアオーバー)による効果を試算。 ※ 試算の趣旨上、2020年度からマクロ経済スライドの見直しを実施した場合として試算。				
	現行の仕組み	マクロ経済スライドのキャリアオーバーの仕組みを行わなかった場合	改正の効果	(参考)マクロ経済スライドによる賃金がフルに発動する仕組みの場合
給付水準加算後の標準的 な厚生年金の所得代替率	51.7% (2048)	51.4% (2048)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> +0.4% +0.5% +0.6% +3.5% — </div>	51.9% (2048)
ケースⅠ 【経済変動あり】	比済: 25.2% (2021) 基礎: 25.5% (2048)	比済: 25.2% (2021) 基礎: 25.2% (2042)		51.7% (2048)
ケースⅡ 【経済変動あり】	比済: 24.9% (2023) 基礎: 25.5% (2048)	比済: 24.9% (2023) 基礎: 25.9% (2052)		51.7% (2048)
ケースⅢ 【経済変動あり】	比済: 24.5% (2025) 基礎: 25.1% (2050)	比済: 24.5% (2025) 基礎: 25.4% (2055)		51.5% (2048)
ケースⅣ 【経済変動あり】	比済: 23.2% (2031) 基礎: 23.3% (2053)	比済: 23.2% (2034) 基礎: 19.5% (2077)		比済: 23.4% (2029) 基礎: 23.1% (2048)
ケースⅤ 【経済変動あり】	比済: 22.7% (2032) 基礎: 22.5% (2055)	比済: 22.7% (2032) 基礎: 22.5% (2055)		比済: 23.0% (2031) 基礎: 23.2% (2048)
ケースⅥ 【経済変動あり】	比済: 20.7% (2037) 基礎: 21.1% (2061)	比済: 20.7% (2037) 基礎: 21.1% (2061)	比済: 20.7% (2037) 基礎: 21.1% (2061)	41.8% (2061)
<small>注1: 人口の前提は、中込統計(出生率、死亡)を参照。 注2: 経済変動は、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて設定。 なお、調整終了後の所得代替率は、2016年度～2052年度(2050年度)期間(期間)平均値として示している。 注3: 上記のケースは2016年度年金改定法における標準・物価・賃金に景気の波を加えて試算している。</small>				

マクロ経済スライドのキャリアオーバーです。こちらも、キャリアオーバーした分は、次の年度、賃金が上がったときに調整することで、より早く調整することができるため、キャリアオーバーによる効果もプラスの影響を与えます。どちらかという、ケースⅣ～Ⅵの低成長の方が、より高い効果が示されています。一番右側に、そのキャリアオーバーより、もう少し強力なフル発動を記載しています。賃金や物価がマイナスでも、フルに発動させた場合という所得代替率を載せていますが、現行のキャリアオーバーの仕組みよりも、より高い水準になっています。



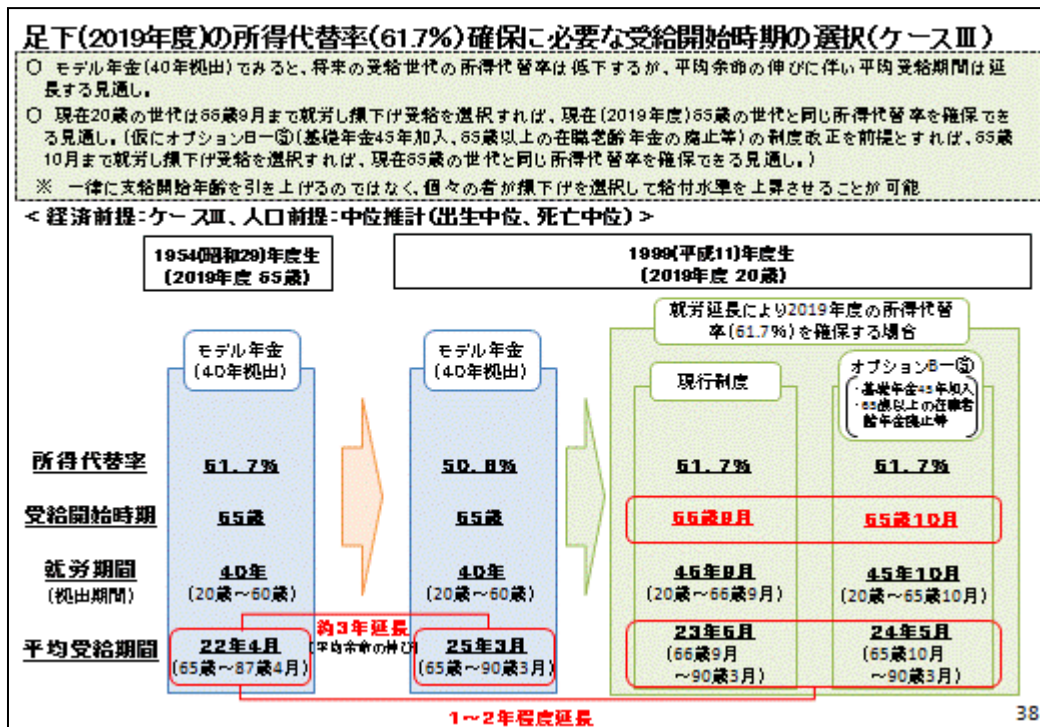
公的年金の国民経済に対する大きさということです。これは、今回の財政検証で初めて出しましたが、結局、将来、少子高齢化が進む中で、GDPに占める比率が、どんどん大きくなっていくのではないかと、疑問が湧くかと思うのですが、医療・介護とは違って、「公的年金は、そういうものではありません」ということが見て取れると思います。

年金給付の対GDP比ですけれども、足下 9.5%だったものが、低下して、上昇するという傾向になっています。ここは、マクロ経済スライドが効いて、GDPの伸びよりも年金の改定が抑えられることや、支給開始年齢を引き上げていることにより、低下したのち、徐々に上がっていくという傾向になっています。ですので、2060年と今を見ても、例えば、一番右側の国庫負担を見ても、足下 2.3%だったものが 2%近くで、やや減少していますので、「公的年金制度によって国庫負担が将来増える、税金が必要」というわけではなく、「マクロ経済スライドによって、年金は足下のGDP比よりも増えることがない」という結果が出ています。

足下(2019年度)の所得代替率(61.7%)確保に必要な受給開始時期の選択

- 公的年金制度においては、マクロ経済スライドによる給付水準の調整に伴い、所得代替率は、現在(2019年度)の61.7%から将来低下していく見通し。
 - 現行制度における所得代替率は、20～60歳までの40年間就労することを前提に計算しているが、40年を超えて就労し、それに伴い受給開始時期の繰下げを選択すれば、その分給付水準が増加することとなるため、就労期間を延長することにより、将来の所得代替率の低下を防ぐことが可能となる。
 - そこで、以下の資料では、ケースⅢ、及びケースⅤについて、現行制度又はオプションB-⑤の制度を前提に、20歳から何歳まで就労すれば、現在(2019年度に65歳の者)の所得代替率を維持することができるかを生年度別に示すこととする。
- ※ 転引退時期が65歳以降となる場合は、転引退時期から受給開始するものとし、65歳から受給開始までの間は、繰下げを行うものとする。
 なお、現行制度で繰下げができるのは65歳以上であるが、機制的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して計算した。

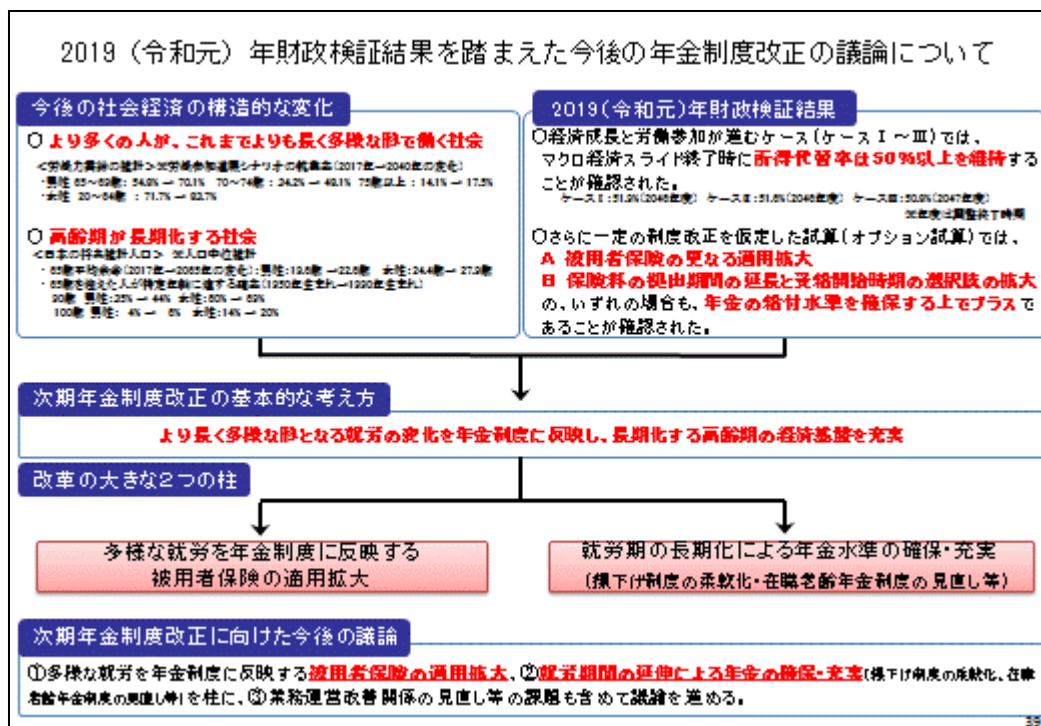
そして、最後に、これはスウェーデンのオレンジレポートというものを参考にして作りました。マクロ経済スライドによる給付水準の調整で所得代替率が下がってきますが、それをより長く働き繰下げすることにより補うことができることを示したものです。



その維持することができる年齢を計算したものになっています。一番左側が、今、2019年の65歳の人で

すけれども、所得代替率は 61.7%。で、これは、モデル年金ということで、拠出期間は 40 年です。平均受給期間は 22 年 4 月になっています。そして、マクロ経済スライドがかかっていって調整が終了した頃の世代ですけれども、所得代替率は 50.8%と下がります。一方、平均受給期間は、寿命の伸びがありますので、3 年延びます。年金水準は低くなりますが、受給期間は延びます。

では、この 50.8%と 61.7%ですけれども、50.8%になった世代が、今と同じ水準の 61.7%もらうためには、どの程度働いて繰下げすれば可能かということになり、計算したものが右側です。現行制度をベースにしますと、66 歳 9 か月まで受給開始時期を遅らせることにより、61.7%の水準を受給することができます。さらにオプション試算をすると、もっと短くなります。したがって、そのマクロ経済スライドにより低下していきますけれども、死ぬまで働かなければいけないというわけではなく、「66 歳 9 月まで働けば、今と同じ水準をもらうことができますよ」という、一つの資料になっています。



最後に、今、年金部会等で議論されていますけれども、今後の制度改正の方向性を1枚にまとめたものです。今ご紹介した財政検証結果・オプション試算が右側にあります。「今後の社会・経済状況の変化」として、「より多くの方が、これまでより長く、多様な形で働く社会」が訪れるだろう。そして、「高齢期が長期化する社会」が訪れるだろう。それらを前提にして、「次期年金制度改正の基本的な考え方」ということで、「より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実」させる。このような基本的な考え方の下で大きな二つの改正の柱を掲げ、今、議論している。一つは「適用拡大」、二つめは、「繰下げの柔軟化や在老の見直し」ということになっています。今、年金部会等で議論し、制度改正の中身を詰めている段階でございます。

では、私からは以上になります。

司会 それではこれでセッションを終了いたします。佐々木様、大変にありがとうございました。皆様から、

もう1度、大きな拍手をお願いいたします。